

障がい者のしおり



必ず「障がい者のしおり」をよくお読みください。障がいの種類や程度、世帯の所得などにより、利用できる制度と利用できない制度があります。また、これらの制度を利用するには、申請手続きがそれぞれ必要となります。

磐 田 市

身体障害者手帳保有者利用制度早見表

	視覚障害						聴覚又は平衡機能障害 音声・言語機能障害						肢体不自由						内部障害					
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4		
所得税・県・市民税(所得控除)【P33】	◎	◎	○	○	○	○		◎	◎	○	○	○	○		◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○
自動車税・軽自動車税 環境性能割【P35】	○	○	○	△			聴		○	○				上	○	○					○	○	○	
							平			○				体	○	○	○		○					
							音・言			△				下	○	○	○	○	○	○				
旅客鉄道(株)運賃割引【P37】	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県内バス運賃割引【P39】	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー料金割引【P39】	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移送費(タクシー料金)助成【P39】	○	○	○					○	○	○					○	○	○				○	○	○	
航空旅客運賃【P41】	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有料道路通行料金割引【P41】 (介護者運転適用は1種の方のみ)	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
重度障害者・児医療費助成【P30】	○	○						○	○						○	○					○	○	△	
後期高齢者医療【P30】	○	○	○					○	○	○	△				○	○	○	△			○	○	○	
静岡県ゆずりあい駐車場制度 【P51】	△	△	△	△			聴		△	△				上	△	△					△	△	△	
							平			△				体	△	△	△							
							音・言							下	△	△	△	△						
補装具【P21】	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△				
日常生活用具【P23～】	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
NHK放送受信料減免【P43】	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

◎ 特別障害者控除の受けられる方

○ 各制度の対象となる方

△ 障害の程度・部位などにより、一部の方のみ対象となる

※ 聴覚障害等の1級とは、聴覚障害2級と音声・言語機能障害3級により1級として認定された方です。

療育手帳保有者利用制度早見表

	A	B
所得税・県・市民税(所得控除)【P33】	◎	○
自動車税・環境性能割【P35】	○	
旅客鉄道(株)運賃割引【P37】	○	○
県内バス運賃割引【P39】	○	○
タクシー料金割引【P39】	○	○
移送費(タクシー料金)助成【P39】	○	○
航空旅客運賃【P41】	○	○
有料道路通行料金割引【P41】	△	
重度障害者・児医療費助成【P30】	○	
後期高齢者医療【P30】	○	
静岡県ゆずりあい駐車場制度【P51】	○	
日常生活用具【P23～】	○	
NHK放送受信料減免【P43】	△	△

◎	○	△	
特別障害者控除の受けられる方	各制度の対象となる方	一部の方のみ対象となる	

精神障害者保健福祉手帳保有者利用早見表

	1	2	3
所得税・県・市民税(所得控除)【P33】	◎	○	○
自動車税・環境性能割【P35】	○		
旅客鉄道(株)運賃割引【P37】	△	△	△
県内バス運賃割引【P39】	○	○	○
移送費(タクシー料金)助成【P39】	○	○	
航空旅客運賃【P41】	○	○	○
重度障害者・児医療費助成【P30】	○		
後期高齢者医療【P30】	○	○	
静岡県ゆずりあい駐車場制度【P51】	○		
NHK放送受信料減免(非課税)【P43】	△	△	△

◎	○	△	
特別障害者控除の受けられる方	各制度の対象となる方	一部の方のみ対象となる	

しおりは定期的に見直ししております。
 最新の情報は、磐田市ホームページで見ることができます。
 (トップページ→健康・福祉→障がい者福祉→障がい者に関する支援→障がい者のしおり)

目次

(手帳種別)

	頁	身体	療育	精神	難病
手帳					
■身体障害者手帳	4	○			
■療育手帳	5		○		
■精神障害者保健福祉手帳	6			○	
■難病疾病一覧	7				○
相談・権利擁護					
■相談	11	○	○	○	○
■日常生活自立支援事業	15	○	○	○	
■成年後見制度利用支援事業	15	○	○	○	
手当・年金等					
■障害年金	16	○	○	○	
■心身障害者扶養共済	16	○	○	○	
■特別障害者手当	17	○	○	○	
■障害児福祉手当	17	○	○	○	
■特別児童扶養手当	17	○	○	○	
障害福祉サービス					
■介護給付	19	○	○	○	○
■訓練等給付	20	○	○	○	○
■補装具費	21	○			○
障害児通所サービス					
■児童福祉法による通所サービス	22	○	○	○	○
■日中一時支援(短期入所)	22	○	○	○	
地域生活支援事業					
■日常生活用具	23	○	○		○
■移動支援	26	○	○	○	○
■日中一時支援(短期入所・デイサービス)	26	○	○	○	○
■訪問入浴サービス	27	○			○
■地域活動支援センター事業	27	△	△	○	
医療					
■自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)	28	○	△	○	
■精神障害者入院医療費助成	29			○	
■重度障害者・児医療費助成	30	○	○	○	
■後期高齢者医療	30	○	○	○	
防災・救急					
■磐田市公式LINE・いわたホットメール	31	○	○	○	○
■NET119	31	○			
■FAX119	31	○			
■緊急通報システム貸与	31	○	○	○	
■難病患者等防災用具給付事業	32				○
■重度身体障害者等防災用具助成事業	32	○			
税金					
	33	○	○	○	

(手帳種別)

	頁	身体	療育	精神	難病
■割引・減免等					
■旅客鉄道(株)運賃割引	37	○	○		
■遠州鉄道	38	○	○	○	
■天竜浜名湖鉄道	38	○	○	○	
■バス運賃	39	○	○	○	
■タクシー料金	39	○	○		
■タクシー券助成	39	○	○	○	
■デマンドタクシー	40	○	○	○	
■航空運賃	41	○	○	○	
■有料道路料金割引	41	△	△		
■福祉施設通所費助成制度	42	○	○	○	○
■NHK放送受信料	43	△	△	△	
■郵便料金	43	○	○	○	
■無料番号案内(ふれあい案内)	44	○	○	○	
■マル優・特別マル優非課税制度	44	○	○	○	
■磐田市施設減免	45	○	○	○	
日常生活の援助など					
■ライフサポート	47	○	○	○	○
■難病患者等介護者リフレッシュ事業	47	△	△		△
■自動車運転免許取得・改造費助成	48	○			
■施設入浴サービス	49	○			○
■粗大ごみ戸別収集	49	○	○	○	
■ごみ袋の「◎シール」	50	△			
■食の自立支援	50	○	○	○	
■寝具洗濯乾燥等サービス	50	○			
■訪問理美容サービス	50	○			
■駐車禁止除外標章	51	○	○	○	
■静岡県ゆずりあい駐車場制度	51	○	○	○	○
■障害者歯科診療・訪問歯科診療	52	○	○		
■福祉車両の貸し出し	52	○			○
コミュニケーション支援					
■手話通訳者・要約筆記者の派遣	53	○			
■手話通訳者・要約筆記者養成講座	53				
■広報誌等の音訳	53	○			
■点訳講習会	54				
■磐田市中央図書館視覚障害者サービス	54	○			
選挙					
	55				
障害者団体・各種行事					
	56				
障害者施設等一覧					
	58				
シンボルマーク一覧					
	67				
業務窓口一覧					
	69				

[○]各制度の対象となる方 [△]一部の方のみ対象となる

マイナンバーの提示について

下記のサービスに関しては、マイナンバーの提示が必要です。
必要書類をご確認のうえ、ご持参いただきますようお願いいたします。

マイナンバーが必要な申請一覧	掲載頁
身体障害者手帳に関する申請	4
療育手帳に関する申請	5
精神障害者手帳に関する申請	6
各種障害者手当に関する申請	17
自立支援医療(精神通院、育成医療、更生医療)に関する申請	28
障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請	21
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請	19
障害者総合支援法に基づく日常生活用具の給付に関する申請	23
児童福祉法に基づく障害児通所サービスに関する申請	22
重度障害者・児医療費助成に関する申請	30

必要書類

ご本人が窓口へ申請に来られる場合 ①または②のいずれかをご持参ください。

- ①「マイナンバー通知カード」と顔写真付きの各種手帳(身体・療育・精神)または運転免許証など写真つき公的証明書
- ②「個人番号カード」

郵送で申請書を提出される場合 ①または②のいずれかを郵送してください。

- ①「マイナンバー通知カードの写し」と顔写真付きの各種手帳(身体・療育・精神)の写し
または運転免許証など写真つき公的証明書の写し
- ②「個人番号カード」裏表両面の写し

(家族や支援者など)代理の方が申請に来られる場合

- ①ご本人(児童は保護者)の「マイナンバー通知カード(写しでも可)」と代理の方の運転免許証など写真つき公的証明書
- ②ご本人(児童は保護者)の「個人番号カード(裏表両面の写しでも可)」と代理の方の運転免許証など写真つき公的証明書

①または②に加えて、代理人の代理権が確認できるもの(原本)をご持参ください。

制度によっては同一世帯に属する方のマイナンバーの提示を求められる場合があります。各制度の説明を確認していただきますようお願いいたします。

身体障害者手帳

身体に障がいがある方が各種福祉サービスを受けようとする場合は、本人(保護者)の申請により、静岡県知事の発行する「身体障害者手帳」を取得する必要があります。

■手帳の申請をするときには、次のものが必要となります。

申請の種類		新規手帳申請	等級変更等	再認定	再交付(破損・紛失等)	返還	氏名変更	市内の住所変更	市外から転入※2	市外へ転出
手続きに必要なもの										
医師の診断書※1		○	○	○						
顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)上半身無帽		○	○	○	○		※3		※3	
マイナンバー		○							○	
身体障害者手帳			○	○	※4	○	○	○	○	○
※5	重度医療受給者証					○	○	○	○	○
	障害福祉サービス受給者証					○	○	○	○	○
	児童通所サービス受給者証					○	○	○	○	○
	地域生活支援事業受給者証					○	○	○	○	○
	手当関係					○	○	○	○	○

※1 診断書、指定医師一覧表は福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)にあります。

※2 静岡市、浜松市、富士市を含みます。

※3 手帳を再度作成希望される場合に必要です。

※4 紛失の場合は不要です。

※5 該当される方のみ必要です。

■窓 口

福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所にて知的障がいと判定された方に対して、静岡県知事が発行する手帳です。手帳の交付により、各種福祉サービスを受けることができます。

■手帳の申請をするときには、次のものが必要となります。

申請の種類		新規手帳申請※1	再判定※1	再交付（破損・紛失等）	返還	氏名変更	市内の住所変更	市外から転入※2	市外へ転出
手続きに必要なもの									
顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)上半身無帽		○		○		※3		※3	
母子健康手帳		※4							
療育手帳			○	※5	○	○	○	○	○
マイナンバー		○						○	
※6	重度医療受給者証				○	○	○	○	○
	障害福祉サービス受給者証				○	○	○	○	○
	児童通所サービス受給者証				○	○	○	○	○
	地域生活支援事業受給者証				○	○	○	○	○
	手当関係				○	○	○	○	○

※1 児童相談所または知的障害者更生相談所にて判定を行います。

※2 静岡市、浜松市を含みます。

※3 手帳を再度作成希望される場合に必要です。

※4 母子健康手帳は申請時の書類記載時に必要となります。

※5 紛失の場合は不要です。

※6 該当される方のみ必要です。

発達障害がある方も療育手帳の交付対象となる場合があります。(IQ80以上89以下)

■窓口

福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

精神障害者保健福祉手帳

県精神保健福祉センターにて、精神障がいと判定された方に対して、静岡県が交付する手帳です。手帳の交付により、各種福祉サービスを受けることができます。

■手帳の申請をするときには、次のものが必要となります。

申請の種類		新規手帳申請	更新申請	再交付（破損・紛失等）	返還	氏名変更	市内の住所変更	市外から転入	市外へ転出
手続きに必要なもの									
医師の診断書※1または精神障害を事由とした年金証書		○	○						
顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)上半身無帽		○		○		※2		※2	
マイナンバー		○	○	○		○	○	○	
みとめ印		※3・4	※3・4	※3	※3	※3	※3	※3	※3
精神障害者保健福祉手帳			○	※5	○	○	○	○	○
※6	重度医療受給者証				○	○	○	○	○
	障害福祉サービス受給者証				○	○	○	○	○
	児童通所サービス受給者証				○	○	○	○	○
	地域生活支援事業受給者証				○	○	○	○	○
	自立支援医療(精神通院)受給者証				○	○	○	○	○
	手当関係				○	○	○	○	○

※1 診断書は福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)にあります。

※2 手帳を再度作成希望される場合に必要です。

※3 ご本人以外による申請の場合に必要です。

※4 年金証書等で申請される場合に必要です。

※5 紛失の場合は不要です。

※6 該当される方のみ必要です。

写真の貼り付けを希望しないことも可能ですが、受けられるサービスに差異が生じることがありますので、ご了承ください。

発達障がいのある方も状態によって交付対象になる場合があります。

■窓 口

福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

● 新たに対象となる疾病（6疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	62	関節リウマチ	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
2	アイザックス症候群	63	完全大血管転位症	124	5p欠失症候群
3	I g A腎症	64	眼皮膚白皮症	125	コフィン・シリス症候群
4	I g G 4関連疾患	65	偽性副甲状腺機能低下症	126	コフィン・ローリー症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	66	ギャロウェイ・モフト症候群	127	混合性結合組織病
6	アジソン病	67	急性壊死性脳症 ○	128	鰓耳腎症候群
7	アッシャー症候群	68	急性網膜壊死 ○	129	再生不良性貧血
8	アトピー性脊髄炎	69	球脊髄性筋萎縮症	130	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
9	アペール症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	131	再発性多発軟骨炎
10	アミロイドーシス	71	強直性脊椎炎	132	左心低形成症候群
11	アラジール症候群	72	巨細胞性動脈炎	133	サルコイドーシス
12	アルポート症候群	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	134	三尖弁閉鎖症
13	アレキサンダー病	74	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	135	三頭酵素欠損症
14	アンジェルマン症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	136	CFC症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	137	シェーグレン症候群
16	イソ吉草酸血症	77	筋萎縮性側索硬化症	138	色素性乾皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	78	筋型糖尿病	139	自己貪食空胞性ミオパチー
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	79	筋ジストロフィー	140	自己免疫性肝炎
19	1 p 36欠失症候群	80	クッシング病	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※) ●
20	遺伝性自己炎症疾患	81	クリオピリン関連周期熱症候群	142	自己免疫性溶血性貧血
21	遺伝性ジストニア	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	143	四肢形成不全 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	83	クルーゾン症候群	144	シトステロール血症
23	遺伝性脾炎	84	グルコーストランスポーター 1欠損症	145	シトリン欠損症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	85	グルタル酸血症1型	146	紫斑病性腎炎
25	ウィーバー症候群	86	グルタル酸血症2型	147	脂肪萎縮症
26	ウィリアムズ症候群	87	クロウ・深瀬症候群	148	若年性特発性関節炎
27	ウィルソン病	88	クローン病	149	若年性肺気腫
28	ウエスト症候群	89	クローンカイト・カナダ症候群	150	シャルコー・マリー・トゥース病
29	ウエルナー症候群	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	151	重症筋無力症
30	ウォルフラム症候群	91	結節性硬化症	152	修正大血管転位症
31	ウルリッヒ病	92	結節性多発動脈炎	153	ジュベール症候群関連疾患
32	HTLV-1関連脊髄症	93	血栓性血小板減少性紫斑病	154	シュワルツ・ヤンペル症候群
33	A T R - X症候群	94	限局性皮質異形成	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
34	A D H分泌異常症	95	原発性局所多汗症 ○	156	神経細胞移動異常症
35	エーラス・ダンロス症候群	96	原発性硬化性胆管炎	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
36	エプスタイン症候群	97	原発性高脂血症	158	神経線維腫症
37	エプスタイン病	98	原発性側索硬化症	159	神経フェリチン症
38	エマヌエル症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	160	神経有棘赤血球症
39	遠位型ミオパチー	100	原発性免疫不全症候群	161	進行性核上性麻痺
40	円錐角膜 ○	101	顕微鏡的大腸炎 ○	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ●
41	黄色粘帯骨化症	102	顕微鏡的多発血管炎	163	進行性骨化性線維異形成症
42	黄斑ジストロフィー	103	高 I g D症候群	164	進行性多巣性白質脳症
43	大田原症候群	104	好酸球性消化管疾患	165	進行性白質脳症
44	オクシピタル・ホーン症候群	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	166	進行性ミオクロームアステロイド
45	オスラー病	106	好酸球性副鼻腔炎	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
46	カーニー複合	107	抗糸球体基底膜腎炎	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	108	後縦帯骨化症	169	スタージ・ウェーバー症候群
48	潰瘍性大腸炎	109	甲状腺ホルモン不応症	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
49	下垂体前葉機能低下症	110	拘束型心筋症	171	スミス・マギニス症候群
50	家族性地中海熱	111	高チロシン血症1型	172	スモン ○
51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) ●	112	高チロシン血症2型	173	脆弱X症候群
52	家族性良性慢性天疱瘡	113	高チロシン血症3型	174	脆弱X症候群関連疾患
53	カナハン病	114	後天性赤芽球病	175	成人スチル病
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	115	広範脊柱管狭窄症	176	成長ホルモン分泌亢進症
55	歌舞伎症候群	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	177	脊髄空洞症
56	ガラクトース-1-リン酸ワリジルトランスフェラーゼ欠損症	117	抗リン脂質抗体症候群	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
57	カルチニン回路異常症	118	コケイン症候群	179	脊髄髄膜瘤
58	加齢黄斑変性 ○	119	コステロ症候群	180	脊髄性筋萎縮症
59	肝型糖尿病	120	骨形成不全症	181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
60	間質性膀胱炎(ハンナ型)	121	骨髄異形成症候群 ○	182	前眼部形成異常
61	環状20番染色体症候群	122	骨髄線維症 ○	183	全身性エリテマトーデス

令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

● 新たに対象となる疾病（6疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
184	全身性強皮症	245	特発性多中心性キャスルマン病	306	プロピオン酸血症
185	先天異常症候群	246	特発性門脈圧亢進症	307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
186	先天性横隔膜ヘルニア	247	特発性両側性感音難聴	308	閉塞性細気管支炎
187	先天性核上性球麻痺	248	突発性難聴 ○	309	β-ケトチオラーゼ欠損症
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	249	トラヘ症候群	310	パーチット病
189	先天性魚鱗癬	250	中條・西村症候群	311	ベスレムミオパチー
190	先天性筋無力症候群	251	那須・ハコラ病	312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	252	軟骨無形成症	313	ヘモクロマトーシス ○
192	先天性三尖弁狭窄症	253	難治型回部分発作重積型急性脳炎	314	ペリー症候群
193	先天性腎性尿崩症	254	22q11.2欠失症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
194	先天性赤血球形成異常性貧血	255	乳幼児肝巨大血管腫	316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
195	先天性僧帽弁狭窄症	256	尿素サイクル異常症	317	片側巨脳症
196	先天性大脳白質形成不全症	257	ヌーナン症候群	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
197	先天性肺静脈狭窄症	258	ネイル（テラ）症候群（爪棘蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
198	先天性風疹症候群 ○	259	ネフロノ病 ●	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
199	先天性副腎低形成症	260	脳クレアチン欠乏症候群 ●	321	ホモシスチン尿症 ●
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	261	脳髄黄色腫症	322	ポルフィリン症
201	先天性ミオパチー	262	脳表ヘモジデリン沈着症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
202	先天性無痛無汗症	263	膿疱性乾癬	324	マルファン症候群
203	先天性葉酸吸収不全	264	嚢胞性線維症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
204	前頭頭頂葉変性症	265	パーキンソン病	326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
205	早期ミオクロニー脳症	266	パージャール病	327	慢性再発性多発性骨髄炎
206	総動脈幹遺残症	267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	328	慢性肺炎 ○
207	総排泄腔遺残	268	肺動脈性肺高血圧症	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
208	総排泄腔外反症	269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	330	ミオクロニー欠神てんかん
209	ソトス症候群	270	肺胞低換気症候群	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	332	ミトコンドリア病
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	272	バッド・キアリ症候群	333	無虹彩症
212	大脳皮質基底核変性症	273	ハンチントン病	334	無脾症候群
213	大理石骨病	274	汎発性特発性骨増殖症 ○	335	無βリポタンパク血症
214	ダウン症候群 ○	275	P C D H 19関連症候群	336	メーブルシロップ尿症
215	高安静脈炎	276	非ケトーシス型高グリシニン血症	337	メチルグルタコン酸尿症
216	多系統萎縮症	277	肥厚性皮膚骨膜炎	338	メチルマロン酸血症
217	タナトフォリック骨異形成症	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	339	メビウス症候群
218	多発血管炎性肉芽腫症	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	340	メンケス病
219	多発性硬化症／視神経脊髄炎	280	肥大型心筋症	341	網膜色素変性症
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	281	左肺動脈右肺動脈起始症	342	もやもや病
221	多発性嚢胞腎	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	343	モワット・ウィルソン症候群
222	多脾症候群	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	344	薬剤性過敏症候群 ○
223	タンジール病	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎	345	ヤング・シンブソン症候群
224	単心室症	285	非典型型溶血性尿毒症候群	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
225	弾性線維性仮性黄色腫	286	非特異性多発性小腸潰瘍症	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
226	短腸症候群 ○	287	皮膚筋炎／多発性筋炎	348	4p欠失症候群
227	胆道閉鎖症	288	びまん性汎細気管支炎 ○	349	ライソゾーム病
228	遅発性内リンパ水腫	289	肥満低換気症候群 ○	350	ラスマッセン脳炎
229	チャージ症候群	290	表皮水疱症	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	352	ランドウ・クレフナー症候群
231	中毒性表皮壊死症	292	VATER症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症
232	腸管神経節細胞減少症	293	ファイファー症候群	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
233	TSH分泌亢進症	294	ファロー四徴症	355	両大血管右室起始症
234	TNF受容体関連周期性症候群	295	ファンconi貧血	356	リンパ管腫症/ゴーム病
235	低ホスファターゼ症	296	封入体筋炎	357	リンパ脈管筋腫症
236	天疱瘡	297	フェニルケトン尿症	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	298	フォンタン術後症候群 ○	359	ルビンスユタイン・テイビ症候群
238	特発性拡張型心筋症	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	360	レーベル遺伝性視神経症
239	特発性間質性肺炎	300	副甲状腺機能低下症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
240	特発性基底核石灰化症	301	副腎白質ジストロフィー	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
241	特発性血小板減少性紫斑病	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	363	レット症候群
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	303	ブラウ症候群	364	レノックス・ガストー症候群
243	特発性後天性全身性無汗症	304	ブラダー・ウィリ症候群	365	ロスモンド・トムソン症候群
244	特発性大腿骨頭壊死症	305	ブリーオン病	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

(※) 新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

障害程度等級表

級別	肢 体 不 自 由					視 覚 障 害	音 声 機 能・言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			
				上 肢 機 能	移 動 機 能		
1級	1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの	
2級	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により歩行が困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	
3級	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	1. 体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	音声機能・言語機能又はそしやく機能の喪失
4級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1. 体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	音声機能・言語機能又はそしやく機能の著しい障害
5級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1. 体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	1. 視力の良い方の目の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
6級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1. 体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	

聴覚又は平衡機能の障害		心臓・じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 肝臓機能の障害						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	級別	
聴覚障害	平衡機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害			
		心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	1級	
							肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	2級	
	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	3級
1. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語言明瞭度が50%以下のもの			心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
	平衡機能の著しい障害								5級	
1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの									6級	

相談

■障害者相談支援センター

障がい者、障がい児及び難病患者の方、またはその介護者等からの相談に相談支援専門員等が応じます。

- ① 障害者相談支援業務…福祉サービスの利用の援助や、社会資源を活用するための援助、専門機関の紹介などを行います。
- ② 住宅入居等支援業務…賃貸契約による一般住宅への入居を希望する知的・精神障がい者のうち、保証人がいない等の理由により入居が困難なものに対し、入居に必要な調整等を行います。
- ③ 成年後見制度利用支援業務…成年後見制度の利用の相談や手続に関し、必要な助言や調整等を行います。
- ④ 相談支援機能強化業務…障がい者福祉に関するシステムづくりを整備し、困難ケース等の対応を行います。

■窓口…磐田市障害者相談支援センター

磐田市総合健康福祉会館(iプラザ)3階

電話・FAX:0538-84-6661

磐田市南部障害者相談支援センター ※南部・福田・竜洋中学校区の方

磐田市急患センター1階

電話:0538-24-7766 FAX:0538-36-8001

■障害者虐待防止センター

障がい者虐待に関する通報の受付、届出の受理をします。

障がいのある方および擁護者に対する相談・支援を行います。

■窓 口…磐田市障害者虐待防止センター 磐田市総合健康福祉会館(iプラザ)3階

電話・FAX:0538-84-6661

■民生委員・児童委員

担当区域内における暮らしに困っている方、心身に障がいのある方、高齢者、一人暮らし、児童、ひとり親家庭などの生活相談に応じ、福祉事務所など関係機関との連絡調整を行います。

担当区域ごとの委員の連絡先は下記へお問い合わせください。

■窓 口…福祉課 総務グループ 電話:0538-37-4814 FAX:0538-36-1635

相談

■発達に関する相談

発達に心配のある方およびそのご家族の相談を受け付けています。

■窓口…磐田市発達支援センター「はあと」 磐田市総合健康福祉会館(iプラザ)2階
電話:0538-37-2014 FAX:0538-33-7701

静岡県中西部発達障害者支援センター（COCO）

発達障がいやその疑いがある方やそのご家族が豊かな地域生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、相談に応じ、支援を行う機関です。

■問合せ…島田市大川町10-1 エフビル3階
電話:0547-39-3600 FAX:0547-39-3604

■就労についての相談

就労支援相談窓口(福祉課)

障害者手帳を持っている方、持っていない方を問わず就労に関する困りごとのご相談に応じています。

たとえば、働きたいけれども自信がない方、就職したが長続きしない方、就職を希望するが何らかの理由で就職が難しい方、他人とコミュニケーションをとることが苦手な方などを対象として、様々な支援機関と繋がり就労に向けた支援を行っています。

■窓口…福祉課 障害福祉グループ
電話:0538-37-4919 FAX:0538-36-1635

公共職業安定所(ハローワーク磐田)

障がいについて専門的な知識を持つ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、きめ細かい支援体制を整えています。

■問合せ…磐田市見付3599-6 ハローワーク磐田
電話:0538-32-6181 FAX:0538-37-7447

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の「はたらくこと」「くらすこと」を一体的に支援する専門機関です。

障がいのある人自身や家族からの相談に応じ、職業訓練、就職活動、職場の定着、日常生活の安定など、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上のサポートを一体的に行います。

また、障がいのある人の雇用を考えている、またはすでに雇用している事業所からの問い合わせや相談にも応じています。

■問合せ…袋井市泉町2-10-3 障害者就業支援センター ラック
電話:0538-43-0826 FAX:0538-84-9227

相談

身体障害者相談員

身体障がい者又はその家族からいろいろな相談に応じ、関係機関との連絡のもとに、必要な指導を行っています。

令和5年度磐田市身体障害者相談員 名簿

NO.	氏名	郵便番号	住所	電話番号(FAX)
1	鈴木 眞喜子	438-0804	磐田市加茂138番地9	0538-35-3729 0538-35-3734(FAX)
2	大庭 廣夫	438-0077	磐田市国府台117番地2	0538-34-7469(FAX)
3	山田 保夫	438-0086	磐田市見付1381番地4	0538-34-8947
4	高橋 廣行	438-0056	磐田市小島1538番地	0538-35-1243
5	大庭 久枝	438-0026	磐田市西貝塚3682番地3	0538-36-1889
6	橋本 進	437-1203	磐田市福田208番地11	0538-55-5023
7	鈴木 絹代	437-1208	磐田市東小島31番地	0538-55-4190
8	杉島 公子	438-0203	磐田市平間1274番地168	0538-66-1899
9	鈴木 春仁	438-0808	磐田市豊田225番地	0538-34-1797
10	小木 秀市	438-0105	磐田市家田425番地7	0539-62-4452

相談

■知的障害者相談員

知的障がい者の家庭における養育・生活などに関する相談に応じ、施設入所や就学、就労などについて関係機関との連絡にあたります。

令和5年度磐田市知的障害者相談員 名簿

NO.	氏名	郵便番号	住所	電話番号(FAX)
1	たかはし たかよ 高橋 隆代	438-0231	磐田市豊岡6605番地25	0538-66-3776
2	あさおか ちえこ 浅岡 知恵子	438-0086	磐田市見付4811番地11	0538-32-7637 (FAX同)
3	おおはし ふみお 大橋 文夫	438-0821	磐田市立野807番地	0538-32-3493
4	すずき たけひこ 鈴木 武彦	438-0001	磐田市藤上原760番地	0538-38-0345 (FAX同)
5	はかまた ふみこ 袴田 ふみ子	438-0077	磐田市国府台11番地7	0538-39-5533 (FAX同)

■精神障害者相談員

精神障がい者の家庭における生活などに関する相談に応じ、制度の利用や就労などについて関係機関との連絡にあたります。

令和5年度 磐田市精神障害者家族相談員 名簿

NO.	氏名	郵便番号	住所	電話番号(FAX)
1	よしむら つよし 吉村 強	438-0081	磐田市緑ヶ丘3番1号	0538-35-6127
2	すずき あやこ 鈴木 文子	438-0044	磐田市大泉町35番地7	0538-35-8774(昼間)

■障害者相談員相談日

身体障害者相談員相談日 市総合健康福祉会館(iプラザ)にて隔月開催

知的障害者相談員相談日 市総合健康福祉会館(iプラザ)にて毎月開催

精神障害者相談員相談日 市総合健康福祉会館(iプラザ)にて毎月開催

※相談日につきましては「広報いわた」でご確認ください。

■窓 口 …福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

権利擁護

■ 日常生活自立支援事業

- 対象者…日常生活に不安のある知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者などで判断能力が一定程度ある方
- 内 容…できるだけ不安の少ない生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きなどの手伝いを基本として、日常的なお金の管理の手伝い、書類の預かり等をします。
※事前に社会福祉協議会と利用契約を結ぶ必要があります。
- 窓 口…社会福祉協議会 電話:0538-37-4864 FAX:0538-37-4866

■ 成年後見制度利用支援事業

- 対象者…知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が十分ではない方のうち、収入及び資産の条件を満たし、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方。
- 内 容…成年後見制度の申立てに必要な経費及び成年後見人等への報酬の助成を行います。
- 窓 口…磐田市成年後見支援センター 電話:0538-37-2792 FAX:0538-37-4866

手当・年金等

■障害年金（身体・知的・精神）

区分	支給対象	窓口
国民年金 [障害基礎年金]	・国民年金に加入している期間中に生じた病気やケガによって障がい者になった場合に支給されます。（障がいの程度に関する定め、及び納付要件があります。）	国保年金課 0538-37-4833
厚生年金 [障害厚生年金]	・厚生年金に加入中の障がいで、障害基礎年金が受けられるときに、あわせて障害厚生年金1級又は2級が受けられます。 ・障がい状態が軽い時は3級の障害厚生年金又は障害手当金が受けられます。	浜松東年金事務所 053-421-0565

■心身障害者扶養共済制度（身体・知的・精神）

■加入できる方…

将来独立自活することが困難であると認められる心身障害者（1～3級の認定を受けた身体障害者、知的障害者及び精神又は身体に永続的な障害のある方で、前に掲げたものと同程度の障がいと認められる方）の保護者で、加入時に次の条件に該当する方。（2口まで加入できません。）

- ① 県内に住所を有する方
- ② 65歳未満の方（年齢計算は毎年4月1日現在の年齢）
- ③ 特別の疾病又は障害を有しないこと

■掛金…

加入者の年齢によって1口月額9,300円～23,300円に区分されています。
2口加入される方は、1口の掛金プラス加算掛金（9,300円～23,300円）となります。（1口目に限り、市民税非課税世帯の方には市の一部助成があります。）

■支給額…

加入者が死亡又は重度障害になったときは、毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が心身障害者に死亡するまで支給されます。

■加入申請に必要なもの…

- ・加入者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- ・加入申込者告知書
- ・障害証明書（各種障害者手帳、障害年金証書等）

■弔慰金について…

心身障害者が加入者（保護者）より先に死亡したとき、加入期間に応じた金額が弔慰金として支給されます。
ただし加入期間が1年以上経過していることが条件です。請求には、加入者の住民票の写しと心身障害者の削除された住民票の写しが必要です。

■窓 口…福祉課障害福祉グループ（各支所は市民生活課市民生活グループ） 業務窓口一覧（P69）参照

手当

区分	支払月	支給対象
特別障害者手当	2月 ・ 5月 ・ 8月 ・ 11月	<p>満20歳以上の重度障害者で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳2級程度(国民年金法障害年金1級程度)以上の障がい重複する方 ○ 身体障害者手帳2級程度の障がいと3級程度の障がい2つ、合計3つ以上の障がい重複する方 ○ 身体障害者手帳2級と療育手帳(最重度)の障がい重複する方 ○ 精神に障がいを有する人で常に介護を必要とする方 ○ 上記と同程度の障がいを有する方
障害児福祉手当	2月 ・ 5月 ・ 8月 ・ 11月	<p>満20歳未満の重度心身障害児で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳1級及び2級(一部)の方 ○ 精神に障がいを有する人で常に介護を必要とする方
特別児童扶養手当	4月 ・ 8月 ・ 11月	<p>20歳未満であって、次の状態にある方を養育している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳1・2・3級と4級の一部、または上記と同程度の障がいを有している方 ○ 療育手帳A又はBの一部を有する方 ○ 上記と同程度の障がいを有する方

※上記支給対象の手帳等級等は、あくまでも目安であり、実際の認定には原則として、所定の診断書による審査が必要になります。

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

支給制限	手当申請に必要なもの
1. 本人又は扶養義務者の所得が一定以上あるとき 2. 施設等に入所しているとき 3. 3ヶ月を超えて入院しているとき	1. 身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 2. 普通預金通帳 (ゆうちょ銀行以外で本人名義のもの) 3. 年金の収入額がわかるもの (年金振込通知書・振込預金通帳) 4. 所定の診断書 5. 所得のわかるもの(1月1日現在市外在住の方) 6. 同一世帯全員のマイナンバー
1. 本人又は扶養義務者の所得が一定以上あるとき 2. 施設等に入所しているとき	1. 身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 2. 普通預金通帳 (ゆうちょ銀行以外で本人名義のもの) 3. 所定の診断書 4. 所得のわかるもの(1月1日現在市外在住の方) 5. 同一世帯全員のマイナンバー
1. 本人又は扶養義務者の所得が一定以上あるとき 2. 施設等に入所しているとき	1. 身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 2. 所定の診断書 3. 戸籍謄本 (発行から1ヶ月以内のもの) 4. 振込先口座申出書 (金融機関で証明を受けたもの) 5. 同一世帯全員のマイナンバー

障害福祉サービス(身体・知的・精神・難病)

障害者総合支援法に基づき、障がい者や難病患者が障害種別の区別なく受けることのできる共通の福祉サービスです。

介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具費支給・地域生活支援事業からなり、総合的に障がい者の地域での自立した生活を支援します。

介護給付

体系	サービスの名称	サービスの内容	必要書類
訪問系サービス	● 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種障害者手帳等 ● 本人の所得が分かる書類 ● マイナンバー
	● 重度訪問介護	重度の肢体不自由者、その他の障がい者であって常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介護や外出時の移動を補助します。	
	● 行動援護	知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。	
	● 同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。	
	● 短期入所	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所して介護を受けることができます。	
	● 重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、かつ意思疎通に著しく支障がある方の中のうち、介護の必要性が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	
日中活動	● 療養介護	医学的管理の下における介護が常に必要な障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。	
	● 生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	
居住支援	● 施設入所支援	施設に入所する方に、夜間の入浴や排泄、食事などの介護をします。	

■ 窓口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

障害福祉サービス

訓練等給付

体系	サービスの名称	サービスの内容	必要書類
日中活動	● 自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種障害者手帳等 ● 本人の所得が分かる書類 ● マイナンバー
	● 就労移行支援	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を目指した訓練をします。	
	● 就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	
居住支援	● 共同生活援助	地域で共同生活を営むべき住居に入居している方に、主に夜間において住居の相談や日常生活上の援助をします。	
その他	● 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労された方の就労の継続を図るため、企業・医療機関等、関係機関との連絡調整や、日常・社会生活を営む上で生じる問題の相談や助言等、必要な支援を行います。	

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

補装具

補装具費の支給

(身体・難病)

- 概要… 身体障害者手帳所持者で、手帳の障害に関わる補装具の交付(修理)の必要な方に、福祉用具購入費を支給する制度です。障害の部分・程度(等級)により、支給できる種目・基準額が決まってきます。
基準額の9割を市が支給し、残りは自己負担となります。
(市民税所得割の納税額によって、給付が制限される場合があります)
- 注意事項… ①介護保険による給付の対象者は、介護保険給付が優先されます。認定を受けていない方も、介護保険の対象となる場合は同様です。
その他、労災制度、交通事故の場合の自賠責保険など、他の制度の規定に基づき補装具の給付等が受けられる方は、他の制度の給付等が優先されます。
②申請は、商品を購入する前に必ず行ってください。商品購入後の申請はできませんのでご注意ください。
- 手続に必要なもの…
- (1) 身体障害者手帳
 - (2) 補装具費支給申請書(福祉課にあります)
 - (3) 医師の意見書(指定様式、福祉課にあります)
 - (4) 業者の見積書
 - (5) 印鑑(みとめ印)
 - (6) 非課税世帯で障害年金・遺族年金・労災年金を受給している方は、振込額[※]が分かるもの(通帳、額改定通知、振込通知等)
※6月30日受付分までは前々年1月～12月、
7月1日受付分からは前年1月～12月の振込額となります。
 - (7) マイナンバー

■窓口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

補装具種類

※各種目ごとに等級などにより支給条件があります。

障害区分	主な補装具の種類
視覚障害	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・座位保持装置・車椅子・電動車椅子 歩行器・歩行補助杖・重度障害者意志伝達装置 (18歳未満対象)起立保持具・頭部保持具

障害児通所サービス

■児童福祉法に基づく通所サービス

児童福祉法に基づく、障がいをもつ児童に対する通所のサービスです。

体系	サービスの名称	サービスの内容	必要書類
児童通所サービス	●児童発達支援	障がい児が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。	●各種障害者手帳、医師の診断書または意見書 ●マイナンバー
	●放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が授業の終了後又は休業日に施設に通い、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	
	●保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児等に当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	
	●居宅訪問型児発達支援	居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指差や集団生活への適応訓練を行う。	

■窓 口…

こども未来発達相談グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■日中一時支援(短期入所)(身体・知的・精神・難病)

※P26参照

障がいのあるお子さんのための詳しい情報につきましては
磐田市発達サポートガイド「ほっかぽか」をご覧ください。

《掲載内容》

- ◇相談内容に応じた行政サービスが分かるフローチャート
- ◇子育て支援、障がい福祉サービス、特別支援に関する情報
- ◇サービスの利用手順
- ◇関係機関、事業所などの連絡一覧

《配布窓口》

こども未来課 発達相談グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)
業務窓口一覧(P69)参照

地域生活支援事業

日常生活用具 (身体・知的・難病)

■対象者…重度の身体障がい者、知的障がい者または難病患者が家庭生活を営むうえで、不便を解消し、障がい者が自力で生活を営むことを容易にするため、用具を給付する制度です。種目は下表のとおりで、それぞれ条件を満たす方。給付には、基準額の5%相当額(端数切捨て)の自己負担金がかかります。

■手続に必要なもの(購入前の申請が必要です)…
 身体障害者手帳または療育手帳・見積書・カタログ・マイナンバー
 難病の方は、病名が分かる診断書または、受給者証

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■注意事項…介護保険による給付の対象者は、介護保険による給付が優先されます。
 「介」は介護保険、「者」は18歳以上の方、「児」の欄のうち○は18歳未満、△は学齢児以上18歳未満、☆は3歳以上18歳未満の方の対象品目です。

種目	品 目	耐用年数	基準額	対 象 者	介	者	児	難
介護・訓練支援用具	特殊寝台	8	154,000	下肢又は体幹機能障害2級以上	○	○		○
	特殊マット	5	70,000	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。児童は1・2級)又は療育手帳A	○	○	☆	○
	特殊尿器	5	67,000	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	○	○	△	○
	入浴担架	5	82,400	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)		○	☆	○
	体位変換器	5	15,000	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	○	○	△	○
	移動用リフト	4	159,000	下肢又は体幹機能障害2級以上 上記と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者	○	○	☆	○
	訓練椅子	5	33,100	下肢又は体幹機能障害2級以上			☆	○
	訓練用ベッド	8	159,200	下肢又は体幹機能障害2級以上			△	○
	カーシート	3	50,000	体幹又は脳原性移動運動機能障害2級以上		○		○
自立生活支援用具	入浴補助用具	5	90,000	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者	○	○	☆	○
	便器	8	29,800	下肢又は体幹機能障害2級以上	○	○	△	○
	頭部保護帽	3	12,160	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者であって、必要と認められる者。または療育手帳Aでてんかん発作があり頻繁に転倒する者		○	○	○
	T字状・棒状のつえ	3	3,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者であって、必要と認められる者		○	○	○
	移動・移乗支援用具	8	60,000	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	○	○	☆	○
	特殊便器	8	151,200	上肢機能障害2級以上かつ知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度でありで訓練を行っても排便後の処理が困難な者		○	△	○
	火災警報器	8	15,500	身体障害等級2級以上または療育手帳A(火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者)		○	○	○
	自動消火器	8	28,700	身体障害等級2級以上または療育手帳A(火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者)		○	○	○
	電磁調理器	6	41,000	視覚障害2級以上または知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度の者		○		○
	歩行時間延長信号機用小型送信機	5	7,000	視覚障害2級以上		○	△	○
	聴覚障害者用屋内信号装置	5	87,400	聴覚障害2級以上(日常生活上必要と認められる世帯)		○		○
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	5	59,800	視覚障害2級以上		○	△	○
	地震防災用具(防災用ベスト)	5	5,000	障害等級4級以上または療育手帳A所持者であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる方				
	地震防災用具(防災用リュック)		7,000		○	○	○	
地震防災用具(その他)	50,000							

種目	品目	耐用年数	基準額	対象者	介	者	児	難
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	5	98,800	音声機能若しくは言語機能障害または肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する者		○	△	○
	情報・通信支援用具	4	150,000	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上又は脳原性運動機能障害(上肢)の身体障害児・者であって、必要と認められる者 上記と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者		○	○	○
	点字ディスプレイ	6	383,500	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者 上記と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者		○		○
	点字器	5	10,400	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者		○	○	○
	点字タイプライター	5	63,100	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)		○	○	○
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	85,000	視覚障害2級以上		○	△	○
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	6	99,800	視覚障害2級以上		○	△	○
	視覚障害者用音声コード読み上げ補助アダプタ	6	4,980	視覚障害2級以上		○	△	○
	視覚障害者用読書器	8	198,000	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 上記と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者		○	△	○
	視覚障害者用小型拡大読書器	5	28,400	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 上記と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者		○	△	○
	視覚障害者用時計(触読・音声とも)	5	13,300	視覚障害2級以上		○		○
	視覚障害者用ラジオ	5	29,000	視覚障害2級以上		○	△	○
	聴覚障害者用印字型通信装置	5	25,000	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者		○	△	○
	聴覚障害者用映像型通信装置	5	71,000	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者		○	△	○
	聴覚障害者用情報受信装置	6	88,900	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者		○	○	○
	人工喉頭	5	70,100	音声機能障害児・者等、本装置により発声が可能になる者		○	○	
	埋込型人工喉頭用人工鼻	—	23,760/月	音声機能障害児・者であって常時埋込型の人工喉頭を使用する者		○	○	○
	人工内耳用ボタン電池	—	2,500/月					
	人工内耳用充電器	3	28,080	聴覚障害児・者であって、現に人工内耳を装着している者		○	○	○
	人工内耳用充電電池	1	17,280					
	人工内耳体外機	5	200,000	聴覚障害児・者であって、現に人工内耳を装着している者ただし、医療保険が適用される場合を除く。		○	○	○
	福祉電話	6	40,000	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(障害等級2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者		○		○
	点字図書	—	所長が必要と認めた額	主に、情報の入手を点字・大活字・音訳によっている視覚障害者・児上記と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者		○	○	○
大活字図書	—	所長が必要と認めた額	主に、情報の入手を点字・大活字・音訳によっている視覚障害者・児上記と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者		○	○	○	
DAISY図書	—	所長が必要と認めた額	主に、情報の入手を点字・大活字・音訳によっている視覚障害者・児上記と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者		○	○	○	

種目	品目	耐用年数	基準額	対象者	介	者	児	難
在宅療養等支援用具	透析液加温器	5	51,500	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者		○	☆	○
	ネブライザー(吸入器)	5	36,000	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者		○	△	○
	電気式たん吸引器	5	56,400	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者		○	△	○
	吸引器・ネブライザー両用器	5	69,000	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者		○	△	○
	酸素ポンプ運搬車	10	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う者		○		
	視覚障害者用体温計(音声式)	5	9,000	視覚障害2級以上(日常生活上必要と認められる世帯)		○	△	○
	視覚障害者用体重計	5	18,000	視覚障害2級以上(日常生活上必要と認められる世帯)		○		○
	視覚障害者用血圧計(音声式)	5	15,000	視覚障害2級以上(日常生活上必要と認められる世帯)		○		○
	パルスオキシメーター	5	42,000	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者(呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者)		○	○	○
排泄管理支援用具	ストーマ装具	—	便 8,600/月 尿 11,300/月	ストーマ造設者 ※尿道カテーテル等の場合は、指定医師の診断書、意見書等で確認のうえ判断する。		○	○	
	収尿器	—	8,500	高度の排尿機能障害児・者		○	○	○
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サリ・カ・ゼ [®] 等衛生用品)	—	12,000/月	高度の排便・排尿機能障害児・者又は3歳未満に発現した脳原性運動機能障害かつ意思表示困難児・者		○	☆	○
住宅改修費	居室生活動作補助用具	—	200,000	視覚障害2級以上若しくは下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) 上記と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者	○	○	△	○

地域生活支援事業

■移動支援(身体・知的・精神・難病)

屋外での移動が困難な障がい者及び難病患者について、外出の際に付き添いする者がいないときに支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。但し、移動に関して、自立支援給付のサービス利用に該当する方は、自立支援給付の制度を優先して利用していただきます。

- 手続…申請書及び各種障害者手帳または医師の診断書(様式は任意)を窓口へ提出してください。適当と認められる場合は、利用決定通知書と地域生活支援事業受給者証を交付します。市が委託した事業所に受給者証を提示し、ご利用ください。

- 利用者負担…利用料の5%(円単位未満端数切上げ)

- 窓口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■日中一時支援(短期入所)(身体・知的・精神・難病)

在宅の障がい児者及び難病患者の方を一時的に預かり、日中活動の場を提供します。ご家族の急な用事により(病気療養、事故、災害、葬儀、学校行事等)家庭において介護できない場合に利用できます。

- 手続…申請書及び各種障害者手帳または医師の診断書(様式は任意)を窓口へ提出してください。適当と認められる場合は、利用決定通知書と地域生活支援事業受給者証を交付します。市が委託した事業所に受給者証を提示し、ご利用ください。

- 利用者負担…利用料の5%(円単位未満端数切上げ)

- 窓口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■日中一時支援(デイサービス)(身体・知的・精神・難病)

障がい者及び難病患者へ日中の活動場所を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

- 手続…申請書及び各種障害者手帳または医師の診断書(様式は任意)を窓口へ提出してください。適当と認められる場合は、利用決定通知書と地域生活支援事業受給者証を交付します。市が委託した事業所に受給者証を提示し、ご利用ください。

- 利用者負担…利用料の5%(円単位未満端数切上げ)

- 窓口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

地域生活支援事業

■訪問入浴サービス(身体・難病)

居宅の入浴設備では、入浴することが困難な重度身体障害者[※]及び難病患者に対し、居宅を訪問し、移動入浴車による入浴サービスを提供します。(他の入浴サービスとの併用はできません)

※重度身体障害者:肢体不自由1級及び2級

■手続…申請書及び医師の健康診断書(指定様式あり)を窓口へ提出してください。適当と認められる場合は、利用決定通知書と地域生活支援事業受給者証が交付されます。

市が委託した事業所に受給者証を提示し、ご利用ください。

■利用者負担…利用料の5%(円単位未満端数切上げ)

■窓口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)
業務窓口一覧(P69)参照

■地域活動支援センター事業(身体・知的・精神)

創作的活動又は生産的活動の機会や、話し相手や仲間が欲しい方への憩いの場、交流の場を提供し、社会との交流を促進する活動その他様々な援助を行います。

■手続…①地域活動支援センターの見学・利用相談をする。

磐田市地域活動支援センター 電話:0538-31-3020

②申請書を窓口へ提出してください。適当と認められる場合は、利用決定通知書と地域生活支援事業受給者証を交付します。

市が委託した事業所に受給者証を提示し、ご利用ください。

■利用者負担…無料。(実費負担あり)

■窓口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)
業務窓口一覧(P69)参照

自立支援医療

■更生医療(身体)

■内 容…身体障がい者が手術等によって、障がいや苦痛を軽減でき、職業上又は日常生活上、効果が見込まれると医師が認めた医療で、指定医療機関において治療を受ける場合に医療費の給付を行います。

(角膜手術・関節成形手術・外耳成形手術・心臓手術・血液透析・肝臓移植など)

■対象者…身体障害者手帳を有する18歳以上の方
(18歳未満の方は育成医療の対象となります。)

■手続に必要なもの…

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 健康保険証(申請者分)
- ・ 医師の意見書(所定の様式)
- ・ 非課税世帯の方は年金の収入額が分かるもの(年金証書・振込通知書等)
- ・ 医療機関及び薬局の所在地が分かるもの(薬袋など)
- ・ 特定疾病受療証(持っている方のみ)
- ・ マイナンバー

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■育成医療(身体)

■内 容…18歳未満の児童が、その治療を行わないと将来において障がいを残すと認められ、その治療により確実な効果が期待できると医師が認めた医療で、指定医療機関において治療を受ける場合に医療費の給付を行います。

(角膜手術・関節成形手術・外耳成形手術・心臓手術・血液透析・肝臓移植など)

■対象者…身体に障がいを有する18歳未満の方

■手続に必要なもの…

- ・ 健康保険証(申請者分)
- ・ 医師の意見書(所定の様式)
- ・ 非課税世帯の方は年金の収入額が分かるもの(年金証書・振込通知書等)
- ・ 医療機関及び薬局の所在地が分かるもの(薬袋など)
- ・ 特定疾病受療証(持っている方のみ)
- ・ マイナンバー

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

自立支援医療

■精神通院医療(精神)

- 内 容…指定医療機関で精神疾患(てんかん含む)の受診をする際、医療費の自己負担が原則1割になる制度です。
- 対象者…精神疾患(てんかんを含む)の治療のため指定医療機関に通院している方。
- 手続に必要なもの…
 - ・健康保険証(申請者分)
 - ・マイナンバー(国民健康保険加入者は世帯員全員分、それ以外の方は申請者分)
 - ・医師の診断書(所定の様式)
 - ・非課税世帯の方は年金の収入額が分かるもの(年金証書・振込通知書等)
 - ・医療機関及び薬局の所在地が分かるもの(薬袋など)
 - ・みとめ印 (以下の場合には必要ありません)
※申請対象者ご本人が窓口にお越しの場合
- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■精神障害者入院医療費助成(精神)

- 内 容…対象者が入院した際に支払った、保険診療に係る自己負担金から高額療養費及び付加給付を除いた額を助成します。
※助成額…自己負担額が1万円未満の方は全額、1万円～2万円の方は1万円、2万円を超える方は自己負担額の1/2(月上限1万5千円)
- 対象者…任意入院又は医療保護入院をしている精神障がい者で磐田市内に住所がある方

※他の医療費助成制度を受けている場合は対象外になります。
- 手続に必要なもの…
 - ・医療機関の証明を受けた精神障害者医療費助成金支給申請書
 - ・健康保険証(申請者分)
 - ・金融機関の通帳(ゆうちょ銀行以外のもの)
※診療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年間、助成の申請を行わない場合は、支給を受ける権利が消滅します。
- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

重度障害者・児医療費助成(身体・知的・精神)

- 対象者…① 身体障害者手帳1級、2級及び3級内部障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫)を有する方
- ② 療育手帳Aを有する方
- ③ 特別児童扶養手当1級の対象となる児童
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を有する方

■内 容…医療機関、薬局等に受診をした際に、窓口で支払った保険診療に伴う自己負担金、薬剤一部負担金、訪問看護療養費の基本利用料を助成します。
ただし、世帯の所得状況や、制度の対象となった年齢によって、助成に制限がかかる場合があります。
また、他の公費負担制度の助成額や、高額医療費・附加給付は助成額の対象とはなりません。

- 受給者証の申請に必要なもの
 - ・健康保険証(申請者分)
 - ・預金通帳(ゆうちょ銀行以外のもの)
 - ・マイナンバーを確認できるもの

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

後期高齢者医療の適用(身体・知的・精神)

- 対象者…満65歳以上の方で次のいずれかに該当する方
- ① 身体障害者手帳1～3級及び4級の一部を所持している方
- ② 療育手帳Aを所持している方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1. 2級を所持している方
- ④ 国民年金法等における障害年金1. 2級を受給している方

■内 容…医療機関にかかるときの医療費の自己負担額割合が1割、2割、3割のいずれかになります。
前年の収入や所得により判定しますので、事前に下記窓口へ電話でお問い合わせください。

- 申請に必要なもの
 - ・各種障害者手帳または障害年金証書
 - ・健康保険証
 - ・特定疾病療養受療証(交付を受けている方のみ)
 - ・重度障害者(児)医療費助成金受給者証(交付を受けている方のみ)

■窓 口…国保年金課賦課グループ
業務窓口一覧(P69)参照

防災・救急

■ 磐田市公式LINE・いわたホットメール ※事前登録が必要

■ 内 容…防災・同報無線放送内容・イベント情報など、利用者の方が希望するカテゴリの情報を市から配信します。

■ 窓 口…広報広聴・シティプロモーション課 電話:0538-37-4827 FAX:0538-32-3946

■ NET119(身体) ※事前登録が必要

■ 内 容…携帯電話やスマートフォンのインターネット機能とGPS機能を使い、自宅や外出先等で救急車や消防車が必要になった際に簡単な操作で素早く119番通報が行えます。

■ 対象者…① 聴覚や言語、そしゃく機能に障がいがあり、肉声で119番通報をすることが困難な方
② 疾病の悪化等により、肉声による119番通報が困難になることが予想される方

■ 窓 口…磐田市消防本部警防課警防企画グループ 電話:0538-59-1716 FAX:0538-59-1766

■ FAX119(身体) ※事前登録は不要

■ 内 容…救急車や消防車が必要となった際にFAXを使い中東遠消防指令センター宛てに119番通報が行えます。

■ 対象者…① 聴覚や言語、そしゃく機能に障がいがあり、肉声で119番通報をすることが困難な方
② 疾病の悪化等により、肉声による119番通報が困難になることが予想される方

■ FAX送信方法…所定の様式にて局番なしの119スタートでFAX送信をしてください。

■ 窓 口…磐田市消防本部警防課警防企画グループ 電話:0538-59-1716 FAX:0538-59-1766

■ 緊急通報システム貸与(身体・知的・精神)

■ 内 容…体調急変などの緊急時に通報機器のボタンを押すだけで警備員が駆けつけ、安否確認を行います。また専門家の医療健康相談もできます。

■ 対象者…市内に住所を有する単身で暮らしている方のうち、次のいずれかに該当する方。

- ① 身体障害者手帳1、2級を所持している方。
- ② 療育手帳を所持している方。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方。

■ 利用料…1ヶ月あたり 550円(住民税非課税世帯)、880円(住民税課税世帯)、無料(生活保護世帯)

■ 窓 口…高齢者支援課事業給付グループ
(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

防災・救急

■難病患者等防災用具給付事業

■内 容…在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器等の電気式医療機器を使用している難病患者等が大規模災害に備え電気式医療機器用非常電源装置を購入する際の経費について、市が助成を行います。

■対象者…在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師により診断された難病患者等

■手 続…以下の物を持参のうえ、福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)にて申請してください。

- ① 特定疾患医療受給者証
- ② 難病患者等防災用具給付診断書
- ③ 見積書
- ④ 購入する用具のカタログ等の写し

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)業務窓口一覧(P69)参照

■重度身体障害者等防災用具助成事業(身体)

■内 容…市内に居住する重度身体障害者等が大規模災害に備えて防災用具を購入する際の経費について、市が助成を行います。

■対象者…在宅の方

■手 続…以下の物を持参のうえ、福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民福祉グループ)にて申請してください。

- ① 身体障害者手帳
- ② 見積書
- ③ 購入する用具のカタログ等の写し
- ④ 医師の診断書(非常用電源装置及び電気式医療機器をご申請の方)

対象者	主な用具の種類
身体障害者手帳所持かつ、人工呼吸器や酸素濃縮器等の電気式医療機器使用者で、医師の診断により必要と認められる者	非常用電源装置及び電気式医療機器
身体障害者手帳2級以上であって常時就床を要する者	防災ベッドフレーム

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)業務窓口一覧(P69)参照

税金

区分	対象者	減免又は控除額
所得税 (所得控除)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人及び扶養義務者 	①障害者(身3～6級・療B・精2.3級戦傷3項症以上)控除…………… 270,000円 ②特別障害者(身1.2級・療A・精1級)控除…………… 400,000円 ※控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合 750,000円
市・県民税 (所得控除)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人及び扶養義務者 	①障害者(身3～6級・療B・精2.3級戦傷3項症以上)控除…………… 260,000円 ②特別障害者(身1.2級・療A・精1級)控除…………… 300,000円 ※控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合 530,000円
自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳別表のとおり(P36参照) 療育手帳A 	税額が45,000円までは免除。
自動車税 (環境性能割)	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳1級 ※タクシー券との併用不可	課税標準額が300万円未満の場合は非課税、300万円を超える部分のみ課税。
軽自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税と同様 ※タクシー券との併用不可	該当車両の軽自動車税全額免除
相続税 (税額控除)	<ul style="list-style-type: none"> 相続を受ける障がい者が85歳未満の方。 	①特別障害者 (85歳－現在の年齢)×200,000円を控除 ②普通障害者 (85歳－現在の年齢)×100,000円を控除
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 特別障害者(身1.2級・A・精1級) 	一定の信託受益権の価格のうち、6,000万円まで非課税。

申請窓口	申請に必要なもの	備考
磐田税務署 電話:0538-32-6111	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 	
市税課市民税グループ 電話:0538-37-4826	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 	
磐田財務事務所 電話:0538-37-2211 (自動車税・環境性能割 については財務事務所におたずねください。)	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 ●車検証 ●運転免許証 ●生計同一証明書 (運転者が生計を一にするものの場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ●生計同一証明書 [身体障害者手帳・療育手帳] ・各手帳 ・運転者の免許証又は両面コピー (福祉課又は各支所市民生活課へ) [精神障害者保健福祉手帳] 上記持ち物に加え ・世帯全員の住民票 ・車検証 (西部健康福祉センター福祉課へ)
市税課諸税管理グループ (各支所は市民生活課) 電話:0538-37-3767	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 ●車検証 ●運転免許証 ●常時介護者の場合は常時介護証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ●納税義務者のマイナンバーカード 又は通知カード ●納税義務者の本人確認書類 (マイナンバーカード、身体障害者手帳 または運転免許証で確認出来る場合は不要です)
		詳細については磐田税務署におたずねください
		詳細については磐田税務署におたずねください

自動車税・軽自動車税(種別割/環境性能割)の減免(身体・知的・精神)

運 転 者	障がい者本人	障がい者と生計が同じ方	単身生活をしている障がい者の常時介護者の方
対 象 者	次頁一覧表を参照		
・所 有 者 ・使 用 者	障がい者本人(18歳未満の方は、生計を同じくする方)		
	知的障害者・精神障害者については、本人・生計を同じくする方のどちらでも可 賦課基準日(4月1日)以前に各種手帳の交付を受け、次項の資格に該当する方		
減免の対象となる自動車	専ら、障がい者の生業・通院・通学等に使用する普通自動車・軽自動車等 ※専門用自動車等(例:タクシー)等は除く		専ら、障がい者の生業・通院・通学等に使用する普通自動車・軽自動車等 少なくとも週3日以上障がい者のために使用する車 ※専門用自動車等(例:タクシー)等は除く
その他	障がい者1人につき1台であること。(タクシー券との併用不可) 常時介護者が運転する場合の減免は、介護状況の届け等が必要となります。(病院・施設・学校等の証明が必要)		
申請期限	自動車税…納期限の7日前 軽自動車税…毎年4月～納期限の7日前 (なお、当該年度の4月1日現在で減免資格を満たしていること)		

※本人運転減免対象者については、家族運転減免は手帳の総合級にて判断することとなります。

(次頁の表も参照ください。)

(例1) 上肢不自由4級 ・ 下肢不自由4級 総合級3級 の場合			(例2) 心臓機能障害4級 ・ 腎臓機能障害4級 総合級3級 の場合		
	上肢 4級	下肢 4級		心臓 4級	腎臓 4級
本人運転	減免不可	減免可	本人運転	減免不可	減免不可
家族運転	減免不可	減免不可	家族運転	減免不可	減免不可
※本人運転が『減免可』である場合、家族運転については等級を手帳の総合級に置き換えて判断する。					
	上肢 3級	下肢 3級		家族運転	
家族運転	減免不可	減免可	→	減免可	
				本人運転が『減免不可』であるため、等級の置き換えはしない。	

障害別・等級別減免資格一覧表

○ 障がい者本人運転の場合に減免可

◎ 障がい者本人、障がい者と生計を同じくする方又は常時介護者が運転する場合に減免可

身体障害者

障害区分 \ 級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	◎	◎	◎	◎ ※1		
聴覚障害		◎	◎			
平衡機能障害			◎			
音声又は言語機能障害			○ ※2			
上肢不自由	◎	◎				
下肢不自由	◎	◎	◎	○	○	○
体幹不自由	◎	◎	◎		○	
脳原性上肢運動機能障害	◎	◎				
脳原性移動運動機能障害	◎	◎	◎	○	○	○
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	◎		◎			
ぼうこう又は直腸機能障害	◎		◎			
小腸機能障害	◎		◎			
肝臓機能障害	◎	◎	◎			
免疫機能障害	◎	◎	◎			

※1 視覚障害4級については、視力障害の場合は減免が可能ですが、視野障害の場合は減免の対象になりません。

※2 音声又は言語機能障害の3級については、喉頭摘出の場合のみ本人運転に限って減免が可能になります。その他の場合は減免の対象になりません。

知的障害者

障害区分 \ 級別	A	B
療育手帳	◎	

精神障害者

障害区分 \ 級別	1 級	2 級	3 級
精神障害者保健福祉手帳	◎		

割引・減免等

身体障害者手帳及び療育手帳を所持している人は、次のようにJRの鉄道・航路・自動車線等を利用する場合の運賃等の割引が受けられます。

■旅客鉄道株式会社(JR)運賃割引(身体・知的)

※1種2種の区分は、障害者手帳に記載されています。

区 分	第 1 種		第 2 種	
	・障がい者本人 ・介護者	・障がい者本人 単独利用	・障がい者本人	・介護者
普通乗車券	○	○ 100kmを超えるとき	○ 100kmを超えるとき	×
急行券	○	×	×	×
特急券	×	×	×	×
定期券	○ 12歳未満は介護者のみ	×	×	○ 12歳未満の介護者のみ
割引率	50%	50%	50%	50%

小児定期乗車券の割引はありません。

■購入方法 …… 身体障害者手帳又は療育手帳を発売窓口へ提示し、購入してください。

【参 考】 …… 100kmを超える場合とは
 〔東海道線(上り) 磐田駅～吉原駅より東
 東海道線(下り) 磐田駅～大府駅より西〕

■遠州鉄道運賃(身体・知的・精神)

区 分	第 1 種 及び 精神障害者保健福祉手帳1級		第 2 種 及び 精神障害者保健福祉手帳2. 3級	
	・障がい者本人 ・介護者	・障がい者本人 単独利用	・障がい者本人	・介護者
普通乗車券	○	○	○	×
割 引 率	50%	50%	50%	×

■購入方法 …… 各種障害者手帳を発売窓口へ提示し、購入してください。
無人駅からの乗車の場合は、車内にて乗務員に手帳を提示の上、乗車券を購入してください。

■備 考 …… 同乗する幼児が2名まで無賃のサービスと併用することができます。

■天竜浜名湖鉄道運賃(身体・知的・精神)

区 分	第 1 種 及び 精神障害者保健福祉手帳1級		第 2 種 及び 精神障害者保健福祉手帳2. 3級	
	・障がい者本人 ・介護者	・障がい者本人 単独利用	・障がい者本人	・介護者
普通乗車券	○	○	○	×
割引率	50%	50%	50%	×

■購入方法 …… 各種手帳を発売窓口へ提示し、購入してください。
無人駅から乗車の場合は、車内にて乗務員に手帳を提示の上、乗車券を購入してください。

■バス運賃(身体・知的・精神)

静岡県バス協会が、障害者手帳所持者に対し、割引を行っています。

■割引率…

- ・普通乗車券／50%
- ・定期券／30%

■利用方法…

- ・運賃を支払う際、手帳を提示してください。

■注意事項…

- ・身体障害者手帳所持者については、第1種の方のみ介護者にも適用されます。
※1種2種の区分は、障害者手帳に記載されています。
- ・療育手帳所持者は介護者にも適用されます。

■タクシー料金(身体・知的)

静岡県タクシー協会等が、身体障害者手帳及び療育手帳所持者に対し、タクシー利用料金を10%割引しています。乗車の際、運転手に手帳を提示してください。

■タクシー利用料金助成制度(身体・知的・精神)

市内に住所を有する在宅の重度心身障害者(児)に対して、タクシー料金の助成をします。

■助成枚数…

- ・年間(4月1日～3月31日の間)／48枚まで(1枚600円)

■対象者…

- ・身体障害者手帳／1級・2級・3級
- ・療育手帳／A・B
- ・精神障害者保健福祉手帳／1級・2級
- ・特別児童扶養手当／1級
- ・障害児福祉手当受給者

■支給制限…

- ・自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は助成を受けられません。
- ・入院・施設入所をされている方は助成を受けられません。

■申請に必要なもの…

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

■利用方法…

- ・タクシー運転手に「障害者乗車券」を支払額600円につき一枚渡してください。
- ・1回の乗車で利用できる枚数は最大で2枚です。
- ・使用の際には、必ず障害者手帳を提示してください。

■窓口…

福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■磐田市デマンド(予約)型乗合タクシー運賃減免

- 内 容…タクシー車両を使用して、事前に予約した方を自宅から決められた開業医や買い物施設、公共施設等まで乗合により運行する移動手段です。障がい者及びその付添者の運賃は半額となります。利用にあたっては、事前の「利用者登録」とご利用前の「予約申し込み」が必要です。

- 実施地区…竜洋線(竜タク)、福田線(ふくタク)、豊岡線(ごんタク)、磐田北部線(向笠・大藤・岩田地区)、磐田東部線(御厨・南御厨・西貝・田原地区)、磐田南部線(天竜・長野・於保地区)、豊田線、磐田中央線(見付・中泉・今之浦地区)の8路線が運行しています。

- 利用対象者…手帳所持者の方は地区内にお住まいの方であれば誰でも利用できます。

- 運 賃…地区内一片道400円、地区外一600円～2,400円(目的地により異なります。)※上記運賃の半額となります。

- 利用方法…運賃支払時に、各種手帳またはマイロIDを運転手に提示してください。※手帳を忘れた場合は、半額となりませんのでご注意ください。

- 問い合わせ先…自治デザイン課 交通政策グループ
電話:0538-37-4751 FAX:0538-32-2353

■ 航空運賃(身体・知的・精神)

12歳以上で身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している方が国内旅客機を利用する場合、本人及び介護者の航空旅客運賃の割引制度があります。各航空会社によって取り扱いが異なりますので、航空券を購入の際に購入窓口にてご確認ください。

- ※ 障がい者単独でも適用されます。
- ※ 割引は直接旅行業者が取扱いますので、写真付きの手帳を提示してください。

■ 有料道路料金(身体・知的)

身体障害者手帳・療育手帳を所持している方のうち、通院や通勤・通学等の日々の生活で有料道路を利用する方について、料金の割引が受けられます。

- ※ 日常生活以外の旅行等には利用できません。

区 分	第1種身体障害	第2種身体障害	第1種知的障害
本人が運転	○	○	△
本人を乗せ介護者が運転	○	×	○

■ 自動車の範囲…

障がい者本人又は家族の方が所有する車。

(手帳に記載した番号の車を利用したとき割引が受けられます。)

■ 割引率… 50%

■ 手続に必要なもの…

- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳
- ・ 運転免許証(障害者本人が運転する場合)
- ・ 車検証(写しでも可)

※ ETCをご利用の方は、障がい者本人名義(障害者が18歳未満の場合は保護者名義も可)のETCカードと車載器の管理番号が確認できる書類(セットアップ証明書等)が必要です。

※ ローン又はリースで所有者が法人の場合、割賦契約書又はリース契約書が必要です。

■ 注意事項…

- ・ 障がい者1人に対し、登録できる車は1台です。
- ・ 車検証の用途欄が乗用以外の場合、一部対象外となる場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 営業用自動車、会社名義の車は対象となりません。

■ 窓 口…

福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

障害者福祉施設通所費助成（身体・知的・精神・難病）

■内 容…福祉施設に通所した際に、通所に要する費用の一部を助成します。

■対象者…磐田市の障害福祉サービス受給者証の交付を受け、1か月の通所日数が10日以上ある方。

※ 次の方は本制度の対象となりません。

- ・ 障がい者支援施設に入所中の方
- ・ 他の自治体で同趣旨の助成を受けている方

■助成額…障がい者の居住地と福祉施設との直線距離に応じ、下記に定める額とします。

※ 福祉施設の所有する送迎用車両によって通所している場合には、居住地と送迎用車両の乗降場所との直線距離とします。

居住地と福祉施設等の直線距離	助成額(月額)
2km未満	1,000円
2km以上 5km未満	2,000円
5km以上 8km未満	3,000円
8km以上 12km未満	4,000円
12km以上	5,000円

■申請の方法…

- ① 所定の申請書及び振込先の通帳のコピー(ゆうちょ銀行以外のもの)を提出し、助成対象者の登録をしてください。
- ② 所定の証明書に福祉施設から通所日数の証明を受けた後、ご提出ください。
※助成の対象になるのは、登録の申請をした月の証明書からです。

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)

業務窓口一覧(P69)参照

NHK放送受信料(身体・知的・精神)

NHK放送の受信料について、減免措置があります。

	対象者	備考
半額免除	①世帯主が視覚又は聴覚に障がいのある方 ②世帯主が1級又は2級の身体障害者手帳を所持している方 ③世帯主が重度の知的障害者(療育手帳A)と判定された方 ④世帯主が1級の精神障害者保健福祉手帳を所持している方	障がい者本人が住民基本台帳における世帯主であり、かつ受信契約者であること。
全額免除	世帯構成員に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる。	同住所世帯員が市民税非課税であること。 ※毎年確認があるので税の申告がないと、制度の継続はできません。

■手続… 福祉事務所長の証明書をNHK静岡放送局に提出して下さい。

■窓口… NHK静岡放送局 〒422-8787 静岡市駿河区八幡1-6-1
電話:(054)654-5200

NHKふれあいセンター 電話:0120-151515

福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

郵便料金

各施設の受付窓口にて、身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。身体障害者団体等が有料で定期刊行物を発行する場合や、盲人用点字の手紙を開封で差し出す場合、また、図書館と身体障害者の方との間に閲覧の特別申込みをしてある場合には、無料または減額となることがあります。くわしくは郵便局におたずねください。

■窓口…郵便局

無料番号案内(ふれあい案内)(身体・知的・精神)

目や上肢等が不自由な方、知的障害や精神障害を有しているため、電話帳の使用が困難な方に無料で電話番号の案内をしています。

- 対象者… ・ 視覚障害1～6級の身体障害者手帳所持者
 - ・ 聴覚障害2、3、4、6級(1、5級はなし)
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害3、4級(1、2級はなし)
 - ・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1・2級の身体障害者手帳所持者
 - ・ 療育手帳所持者
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者

- 手続… NTT営業所窓口で障害者手帳を持参し、所定の手続をしてください。
郵送による手続も可能です。

- 窓口… ふれあい案内事務局
電話:0120-104174 FAX:0120-104134

障がい者等のマル優・特別マル優非課税制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する人、障害基礎年金・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当等を受給している人など、利子所得非課税の適用を受けることができます。くわしくは各金融機関などにおたずねください。

- 窓口…各金融機関

磐田市施設減免

■栄町自転車等駐車場使用料

- 内 容…障がい者本人の使用料が免除になります。
- 利用方法…利用の際に管理人に身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示してください。(ミライロID提示の場合も免除の対象です。)
- 問い合わせ先…自治デザイン課 交通政策グループ
電話:0538-37-4751 FAX:0538-32-2353

■リフレU保養施設使用料減免

- 内 容…障がい者本人及び介助者の使用料が減免になります。(中学生以下の場合免除)
大人通常310円→100円 中学生以下通常100円→免除
- 利用方法…受付窓口には身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- 問い合わせ先…福祉課総務グループ 業務窓口一覧(P69)参照

■竜洋海洋公園オートキャンプ場利用料減免

- 内 容…竜洋海洋公園オートキャンプ場を利用する際に、土、日、祝日は利用料が20%減免になります。なお、平日割引との併用はできません。
- 利用方法…受付窓口にて、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- 問い合わせ先…竜洋海洋公園オートキャンプ場 電話:0538-59-3180 FAX:0538-59-3181

■竜洋昆虫自然観察公園入館料減免

- 内 容…竜洋昆虫自然観察公園に入館する際に、利用料が減免になります。
大人 通常330円→110円 小中学生通常110円→50円
- 利用方法…各施設の受付窓口にて、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- 問い合わせ先…竜洋昆虫自然観察公園 電話:0538-66-9900 FAX:0538-66-9901

磐田市施設減免

■市営プール・トレーニング室利用料減免

- 内 容…総合体育館・アミューズ豊田のトレーニング室を利用する場合に、障がい者本人と介助者の利用料が半額になります。
福田屋内スポーツセンター・磐田温水プールのプールおよびトレーニング室を利用する場合に、障害者本人と介助者の利用料が半額になります。
竜洋海洋センターのプールを利用する場合に、障害者本人と介助者の利用料が半額になります。

- 利用方法…各施設の受付窓口にて、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

- 問い合わせ先…総合体育館 電話:0538-32-4236 FAX:0538-37-0456
アミューズ豊田 電話:0538-36-3211 FAX:0538-36-6422
福田屋内スポーツセンター 電話:0538-58-3131 FAX:0538-58-3133
磐田温水プール 電話:0538-33-8855 FAX:0538-33-8857
竜洋海洋センター 電話:0538-66-5580 FAX:0538-66-8555

■磐田市香りの博物館入場料免除

- 内 容…香りの博物館に入館する際に、障がい者本人と介助者1名の入館料が無料になります。
- 利用方法…受付窓口にて、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- 問い合わせ先…磐田市香りの博物館 電話:0538-36-8891 FAX:0538-39-0711

※全ての施設でミライロID(P.68参照)に対応しています。

日常生活のサポート

■ライフサポート事業(身体・知的・精神・難病)

- 内 容…① ホームヘルプサービス(自宅等での支援など)
② ショートステイ(短期入所)

※但し、障害者総合支援法及び児童福祉法のサービスメニューに該当しているものについては、障害者総合支援法、児童福祉法の制度を優先してご利用いただきます。

※介護保険による給付の対象者は、介護保険給付が優先されます。

- 対象者…① 身体障害者手帳を所持している方
② 療育手帳を所持している方
③ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
④ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された方
⑤ 医師により、知的障害と診断された方
⑥ 特別支援教育対象となる児童又は生徒
⑦ 発達に障がいがあると医師に診断された児童又は生徒
⑧ 障害者総合支援法の対象となる難病患者の方

- 利用料…利用料の3分の1(円単位未満端数切上げ)

- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)
業務窓口一覧(P69)参照

■難病患者等介護者リフレッシュ事業

- 内 容…診療報酬における在宅患者訪問看護・指導料又は訪問看護診療費に係る指定訪問看護の費用を算定する訪問看護を2時間実施した後、引き続き同内容で実施する2時間から6時間までの訪問介護に対する費用を助成します。
(1)在宅支援事業 難病患者等に対し、滞在型訪問看護を提供する。
(2)就学支援事業 難病患者等に対し、その就学する小、中学校又は義務教育段階の特別支援学校における活動に際して医療的ケアを提供する。
※県立学校における就学支援事業は静岡県教育委員会の事業が優先されます。

- 対象者…市内に住所があり、下記に該当する方で、在宅で人工呼吸器を使用している方又は気管切開で頻回に吸引が必要な方のうち、医師の指示により滞在型訪問看護が必要であると認められる方の介護者。

・特定疾患患者、指定難病患者、重度心身障害児(者)、小児慢性特定疾病児童、筋ジストロフィー患者等

- 利用料…利用料の10%

- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)
業務窓口一覧(P69)参照

■ 自動車運転免許取得助成（身体）

障がい者が運転免許を取得する際に費用を助成します。

■ 内 容…普通自動車免許取得費のうち、指定教習所に支払った経費の3分の2以内で10万円を上限とする。

■ 対象者…次の全てに該当する方

- ① 満18歳以上の肢体不自由者で、障がいの程度が1級又は2級の方
- ② 自動車免許の取得により、収入が向上し、就業が有利になりその他更生に役立つことが見込まれる方
- ③ 静岡県公安委員会指定自動車教習所に入所し、自動車運転免許を取得した方
- ④ 自動車改造費助成事業を申請又は申請予定の方

■ 注意事項…免許取得後4ヶ月以内に申請してください。

■ 窓 口…福祉課障害福祉グループ（各支所は市民生活課市民生活グループ）
業務窓口一覧（P69）参照

■ 自動車改造費助成（身体）

既存の自動車を身体障がい者自ら運転できるように改造する際に改造費を助成します。

■ 内 容…自動車の走行装置及び駆動装置の改造に要した経費とし、10万円を上限とする。

■ 対象者…次の全てに該当する方

- ① 満18歳以上の肢体不自由者で、障がいの程度が1級又は2級の方
- ② 就労などに伴い、自らが所有し、運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方
- ③ 前年分の課税所得額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えず、経済的な理由により自動車の改造が困難な方

■ 注意事項…再申請は前回の申請日から3年を経過している必要があります。ただし、交通安全等やむを得ない理由により改造の必要が生じた場合はその限りではありません。改造に要した経費の支払が完了した日から4ヶ月以内に申請してください。

■ 窓 口…福祉課障害福祉グループ（各支所は市民生活課市民生活グループ）
業務窓口一覧（P69）参照

■施設入浴サービス(身体・難病)

- 内 容…家庭での入浴が困難な身体障害者に対し、社会福祉施設等の機能を利用して、入浴サービスを行います。(他の入浴サービスとの併用はできません)
※訪問入浴サービスが優先されます。
- 対象者…身体障害者手帳肢体不自由1級、2級を所持している方及び難病患者の方で、次の全てに該当する方
 - ① 肢体に著しい障がいがあるため、居宅の入浴設備では入浴することが困難な方
 - ② 医師が入浴を可能と認めた方
 - ③ 介護者が入浴に付き添える方
- 費 用…1回500円(但し、その他実費がかかる場合があります。)
- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■粗大ごみ戸別収集(身体・知的・精神)

- 内 容…粗大ごみを運搬する手段がなく、処分に困っているご家庭に戸別収集を行います。
※引越越しごみなど大量のごみを出される場合は専門業者へご相談ください。
- 申込方法等…予約制、原則1世帯につき月1回(予約状況により、希望の日程に添えない場合があります)
ごみ対策課 電話:(0538) 37-4812(住所、氏名、ごみの種類・数量・大きさなどを伺います)
- 利用料…基本料金1,040円、ごみ1個につき210円の処理手数料がかかります。(10円未満切り捨て)
基本料金1,040円が免除される場合があります。
※消費税率の改訂に伴い、料金に変更になる可能性があります。
- 基本料金免除の対象者…
次のいずれかに該当する方で、収集日までに民生委員から減免申請書の交付を受けた方。
 - ① 身体障害者手帳1級から3級を所持している方のみの世帯。
 - ② ①に該当する方及び70歳以上の高齢者の方のみで構成する世帯。
 - ③ ①及び②に準ずる世帯(知的・精神のみの世帯等、対象となる場合あり)※いずれも世帯分離除く
詳細や不明な点は、ごみ対策課までお問い合わせください。
- 窓 口…ごみ対策課 電話:0538-37-4812 FAX:0538-36-9797

■家庭ごみ収集カレンダー(点字・拡大文字)

- 内 容…日程を点字表記したものや拡大したカレンダーを希望者に配付しています。
- 窓 口…ごみ対策課 電話:0538-37-4812 FAX:0538-36-9797

■ごみ袋の「◎シール」(視覚障害)

- 内 容…視覚に障がいのある方のごみ出しを支援するため、ごみ袋に貼って利用する「◎シール(二重丸シール)」を配布しています。
- 対象者…身体障害手帳(視覚障害)を有する方のみの世帯
- 申込み…ごみ対策課、福祉課障害福祉グループ、各支所市民生活課
※代理の方による申し込みも可能です。
- 窓 口…ごみ対策課 電話:0538-37-4812 FAX:0538-36-9797

■食の自立支援(身体・知的・精神・難病)

- 内 容…障がい等のある方の生活の質の確保、自立と健康増進を図るため、在宅の方に対して週2回以内でお弁当の配達サービスを行います。また、あわせて、安否の確認を行います。
- 対象者…各種障害者手帳を所持している方、または難病患者の方で食材の確保や調理が困難で支援が必要と認められる方のうち、次のいずれかに該当する方。
 - ① 障がい者等のみの世帯の方。
 - ② 高齢者のみと同居している方。
- 利用料…①生活保護世帯 無料
②生計中心者の前年分所得税額が9万円を超えない世帯 1食につき200円
③生計中心者の前年分所得税額が9万円を超える世帯 1食につき500円
- 窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■寝具洗濯乾燥等サービス(身体)

- 内 容…生活の向上を図ることを目的に、年度毎に4回、1回につき寝具2枚を上限として寝具の洗濯、乾燥、消毒のサービスを行います。対象となる寝具は敷布団、掛け布団、毛布及び肌掛け布団です。
- 対象者…在宅の身体障害者の方で、寝具の衛生管理が困難な方。
- 利用料…1枚につき 110円～460円(寝具によって、利用料が異なります。)
- 窓 口…高齢者支援課事業給付グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

■訪問理美容サービス(身体)

- 内 容…より快適な在宅生活を実現することを目的に、年度毎に4回を上限として、理容師又は美容師を派遣し、理美容サービスを受けることができます。
- 対象者…在宅の身体障害者の方で、理容店等へ出向くことが困難な方。
- 利用料…理美容代の実費
- 窓 口…高齢者支援課事業給付グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

駐車禁止除外標章(身体・知的・精神)

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が、通院・通学等に必要がある場合、(歩行困難で通院・通学等に支障がある場合)に、管轄の警察に申請し許可されると、駐車禁止区域内でも他の交通のさまたげにならない限り駐車できます。

○ 状態によっては該当とならない場合あり
非該当

△ 障害の内容により該当する場合としない場合あり

身体障害者

障害区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	○	○	○	△		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○			
音声又は言語機能障害						
上肢不自由	○	△				
下肢不自由	○	○	○	○		
体幹不自由	○	○	○			
脳原性上肢運動機能障害	○※1	○※1				
脳原性移動運動機能障害	○	○	○			
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	○		○			
ぼうこう又は直腸機能障害	○		○			
小腸機能障害	○		○			
肝臓機能障害	○	○	○			
免疫機能障害	○	○	○			

※1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く

知的障害者

障害区分	A	B
療育手帳	○	

■手続きに必要なもの
・障害者手帳

精神障害者

障害区分	1 級	2 級	3 級
精神障害者保健福祉手帳	○		

■窓口
磐田警察署交通課
TEL 0538-37-0110

■静岡県ゆずりあい駐車場制度(身体・知的・精神)

車椅子利用者等歩行が困難な方に「利用証」を交付し、駐車場の適正利用を図ります。
交付対象者は上表に該当し、かつ、現に歩行困難な状態にある方が対象となります。

■手続きに必要なもの…障害者手帳

■窓口…静岡県西部健康福祉センター福祉課 37-2251
福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)業務窓口一覧(P69)参照

■障害者歯科診療(磐周歯科医師会)

市では磐周歯科医師会の協力を得て、知的障がいや有し、歯科治療を受けることが困難な方のために「障害者歯科診療」を行っています。

なお、歯科医師(協力医)が診察し、診療が困難とされる場合は、磐田市立総合病院口腔外科と連携し診療をすすめていきます。

- 対象者…市内在住で、療育手帳を所持している方
- 場 所…各歯科医院
- 費 用…健康保険にて対応(一部自己負担金があります。)
- 窓 口…社団法人 磐周歯科医師会 電話・FAX:0538-34-8536

■訪問歯科診療(磐周歯科医師会)

市では磐周歯科医師会の協力を得て、寝たきりの状態であり、歯科治療を受けることが困難な方のために「訪問歯科診療」を行っています。

なお、歯科医師(協力医)が訪問し、診療が困難とされる場合は、磐田市立総合病院口腔外科と連携し診療をすすめていきます。

- 対象者…市内在住で歯科医院に通院することが困難な寝たきりの老人等で、居宅での歯科診療が可能な方(他科への通院をされている方は対象にはなりません。)
- 場 所…自宅
- 費 用…健康保険にて対応(一部自己負担金があります。)
- 窓 口…社団法人 磐周歯科医師会 電話・FAX:0538-34-8536

■福祉車両の貸し出し

歩行が困難な方の通院や入退院のため、車椅子又は寝たままの状態でも乗り降りできるリフト又はスロープ付き車両を貸し出ししています。

- 対 象 者 …市内に住所を有する者及び団体
- 使用条件…県内でかつ総走行距離が200kmを超えない範囲
(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)
- 窓 口…社会福祉協議会 電話:0538-37-4864 FAX:0538-37-4866

コミュニケーション支援

■意思疎通支援事業(身体)

聴覚・言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記通訳者等の派遣を行います。

- ① 手話通訳者派遣事業
- ② 要約筆記通訳者派遣事業

■対象者…聴覚・言語機能障害の身体障害者手帳を所持している方等。

■手続…福祉課障害福祉グループにFAX等で申請してください。(FAX:0538-36-1635)
適当と認められる場合は、市が通訳者を派遣します。

■窓口…福祉課障害福祉グループ 業務窓口一覧(P69)参照

■手話・要約筆記奉仕員養成講座

手話・要約筆記を通して聴覚障害者への理解を深めるとともに、手話・要約筆記奉仕員を養成するため、養成講座を開催します。

■内容…手話・要約筆記の理論と実技

■対象者…聴覚障害者の福祉に理解と熱意のある方

■窓口…福祉課障害福祉グループ 業務窓口一覧(P69)参照

※開催予定については「広報いわた」でお知らせします。

■広報誌等の音声訳

視覚障害などの人に必要な行政情報を提供するため、声の広報や声の議会だよりの発行を行っています。希望者には自宅へ郵送します。

■内容…月1回(声の広報)、議会開催ごと(声の議会だよりの)、月2回(声のお知らせ)

「広報いわた」掲載記事の要約版(声の広報)

「議会だよりの」掲載記事の要約版(声の議会だよりの)

自治会回覧配布物情報(声のお知らせ)

県民だよりの、県議会便り要約版

■窓口…広報広聴・シティプロモーション課広報グループ 業務窓口一覧(P69)参照

磐田市 議会事務局 電話:0538-37-4822 FAX:0538-37-4845

福祉課障害福祉グループ 窓口業務一覧(P69)参照

■点訳講習会

- 内 容… ボランティアグループによる点訳講習(不定期)
- 対象者… 点訳を学びたい方
- 窓 口… 社会福祉協議会 電話:0538-37-6200(ボランティア担当)

■磐田市立中央図書館視覚障害者サービス

■内 容…

- ①対面朗読
図書館内の対面朗読室で、ご希望の本を協力員が読み上げます。
(1回につき2時間以内 予約が必要です)
- ②録音・点字図書の製作
利用者からのリクエストにより、当館の協力員が録音・点字図書を製作します。
出来上がったものを貸出いたします。
- ③録音・点字図書の貸出
全国の点字図書館等で作成された録音・点字図書を取り寄せ、貸出します。
貸出期間は2週間です。
- ④情報誌等の送付
日本点字図書館等、各施設が発行している新刊案内やイベント案内、磐田市立図書館「声の図書館だより」などを音声データでご自宅に郵送いたします。

■対象者…身体障害者手帳(視覚障害)の交付を受けている方、または交付を申請している方。

■利用申し込み…

本人または代理人が利用申込書に必要事項を記入して申し込んでください。
なお、電話での申し込みもできます。その際、申込に必要な事項を確認いたします。

■問い合わせ先…

〒438-0086 磐田市見付3599-5
磐田市立中央図書館
電話:0538-32-5254 FAX:0538-32-5154
E-mail:chuo-tosho@city.iwata.lg.jp

参考

静岡県視覚障害者 情報支援センター	無料又は低額な料金で、点字刊行物や録音の図書の貸出し及び 閲覧などを行っています。
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70	電話:054-253-0228 FAX:054-250-0766
静岡県聴覚障害者 情報センター	字幕(手話)入りDVD(ビデオ)の製作・貸出や、手話通訳者・要約 筆記奉仕員の派遣、聴覚障害者の生活相談などを行っています。
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70	電話:054-221-1257 FAX:054-221-1258

選挙

■郵便等投票制度

選挙の際、自宅で郵便等による投票をすることができます。

■対象…① 身体障害の方で該当する方

● 身体障害の方

- i) 両下肢(両足)、体幹、移動機能障害で1級又は2級の身体障害者手帳を所持している方
- ii) 内部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)障害で1級又は3級の身体障害者手帳を所持している方
- iii) 内部(肝臓・免疫)障害で1級から3級の身体障害者手帳を所持している方

● 戦傷病者

- i) 両下肢(両足)又は体幹機能障害で、その障害の程度が戦傷病者手帳に特別項症から第2項症までである者として記載されている方
- ii) 内臓(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓)障害で、その障害の程度が戦傷病者手帳に特別項症から第3項症までである者として記載されている方

② 介護保険法上の要介護者で要介護状態区分が「要介護5」の方

③ 代理記載ができる方(※)

(※)①の郵便等投票ができる方で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方や戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者と記載されている方

■手続…郵便等投票証明書(①及び③に該当の方は7年間有効。②に該当の方は被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効。)の交付を受け、各選挙ごとにこの証明書を提示して投票用紙等を請求してください。

■点字投票・代理投票

目の不自由な方は、点字で投票できます。点字器は投票所又は期日前投票所に用意してあります。体が不自由等の理由で字を書くことが出来ない方は、投票所又は期日前投票所にて補助の係員が付き添い、代筆させることができます。

■指定施設での不在者投票

不在者投票をすることができる施設として指定を受けた病院や老人保健施設、老人ホーム等に入院・入所中の方は、その病院・施設にて不在者投票をすることができます。詳しくは病院・施設か選挙管理委員会におたずねください。

■窓口…磐田市選挙管理委員会 電話:0538-37-4803

障がい者関係団体・各種行事

■ 磐田市身体障害者福祉会

磐田市に在住する身体障害者手帳及び戦傷病者手帳の交付を受けた者で、お互いの自立と機能回復のため、会員相互の親睦を図りながら各種行事を行っています。

- 磐田市身体障害者スポーツ大会
- 日帰りレクリエーション
- 各種スポーツ大会 など

■ 磐田市視覚障害者協会

視覚障害者により組織されたボランティア及び各地区盲人会との交流に積極的に参加し、視覚障害者の社会参加と連携を図っています。

- 機能回復訓練
- 視覚障害者ガイドヘルパー講習会
- ボランティアとの交流 など

■ 磐田ろうあ協会

聴覚・言語障害者により組織された団体で、手話の学習会を行うと共にレクリエーションを通じ、会員の親睦と交流を深めています。

- 手話の学習会
- 各種レクリエーション など

■ 磐田市手をつなぐ育成会

心身障害児(者)とその保護者で構成される組織で、相談事業、研修会、親子レクリエーション活動等事業を行い、心身障害者の自立を援助し、その福祉の増進を図っています。

- 各種レクリエーション
- 会報の発行 など

■ 中遠地域精神保健福祉会丹誠会

精神障害者とその保護者で構成される組織で、相談事業、研修会等の事業などを行い、精神障害者の自立を援助し、その福祉の増進を図っています。

- 相談支援
- 研修会の開催
- 会報の発行 など

各種団体の問い合わせ先については福祉課障害福祉グループ(P69)にお問い合わせください。

各種行事

■磐田市身体障害者スポーツ大会

参加者の相互の親睦を深め、交流の輪を広げるとともに、障がい者のスポーツイベントの充実を図る一助とするために行われています。

- 対 象…磐田市内在住、在勤の身体障害者手帳所持者
 - 内 容…輪投げ、フライングディスク、赤白玉入れ 他
 - 時 期…毎年10月頃、市内体育館内にて開催
- ※募集期間や開催時期は「広報いわた」でお知らせします。

■磐田ふれあい作品展

障がいのある方の作品の発表を通して創作活動を奨励し、市民の方の障がいのある方へのより一層の理解とふれあいを目的として開催します。

- 募集作品…市内在住・在勤の障がい者が作成した作品（絵画、書道、写真、手芸、工芸など）
 - 時 期…毎年12月の障害者週間に合わせた時期（一週間程度）
 - 会 場…磐田市立中央図書館 1階展示室
- ※作品の募集期間や開催時期は「広報いわた」でお知らせします。

■静岡県障害者スポーツ大会

障がい者のスポーツ振興を図るとともに、障がい者に対する社会の理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として開催されます。

- 大会参加資格…県内在住の各種障害者手帳所持者
大会出場に際して、特に健康上問題のない者
- 内 容…陸上競技(各種)
ボウリング
フライングディスク
水泳
卓球 等
※各種競技に、障がいによる参加制限があります。

- 時 期…毎年9月頃

※募集期間や開催時期は広報いわたでお知らせします。

(大会事務局 静岡県障害者スポーツ協会 電話:054-221-0062/FAX:054-651-2600)

12月3日～9日は『障害者週間』です。

12月3日の「国際障害者デー」から、国際連合において「障害者の権利宣言」が採択された12月9日までの1週間は『障害者週間』です。この1週間は国民の間に障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が文化・芸術などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための期間です。

特別支援学校

学校名	対象者	編成	住所	電話番号
				FAX番号
県立浜松聴覚 特別支援学校	聴覚障害児	幼稚部 小学部 中学部	〒433-8123 浜松市中区幸3-25-1	053-471-8197
				053-471-7149
県立浜松視覚 特別支援学校	視覚障害児	幼稚部 小学部 中学部 高等部	〒433-8111 浜松市中区葵西5-9-1	053-436-1261
				053-438-2876
県立西部 特別支援学校	肢体不自由児	小学部 中学部 高等部	〒433-8108 浜松市北区根洗町597-1	053-436-1370
				053-437-9098
県立袋井 特別支援学校	肢体不自由児 知的障害児	小学部 中学部 高等部	〒437-0023 袋井市高尾2753-1	0538-43-6611
				0538-43-6789
県立袋井 特別支援学校 磐田見付分校	知的障害児	高等部	〒438-0086 見付2031-2	0538-39-1800
				0538-36-3200
県立浜北 特別支援学校	肢体不自由児 知的障害児	小学部 中学部 高等部	〒434-8508 浜松市浜北区中瀬1621	053-580-3377
				053-588-3100
県立浜松 特別支援学校	知的障害児	小学部 中学部 高等部	〒430-0844 浜松市南区江之島町 1266-2	053-425-7461
				053-425-6410
県立掛川 特別支援学校	肢体不自由児 知的障害児	小学部 中学部 高等部	〒438-0030 掛川市杉谷南1丁目1番 2号	0537-29-6791
				0537-23-3555
県立天竜 特別支援学校	病弱児	小学部 中学部 高等部	〒431-3423 浜松市天竜区渡ヶ島 201-2	053-926-2255
				053-926-2278

障害者自立支援施設

施設種類	内容	施設名	主障害
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	えひめ	知・精
		たんぼぼ共同作業所	精
		聖隷チャレンジ工房磐田	身・知・精
就労継続支援	<p>通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。</p> <p>A型(雇用型) …施設と利用者が雇用契約に基づき、就労の場を提供したり、一般企業への就労に向けた支援を行います。</p> <p>B型(非雇用型) …施設と利用者が雇用契約に基づかず、生産活動の機会を提供したり、一般企業への就労に向けた支援を行います。</p>	サンサンいわた東原	知
		サンサンいわた(あゆみ・くすの木)	身・知
		太陽の家	知
		ベストフレンズ	知
		たんぼぼ共同作業所	精
		あおばのさと	知
		わかばのさと	知・精
		学舎 いろいろ	精
		ライフサイズステーションあまね	身・知・精
		ひまわりの華	身・知・精
		えひめ	知・精
		聖隷チャレンジ工房磐田	身・知・精
		フリープラス	知・精
		アルシア	身・知・精
		すずなりカレッジ磐田校	身・知・精
タスカル	身・知・精		
再起磐田営業所	身・知・精		
おんりーわん	知・精		
自立訓練	自立した日常生活や社会生活が出来るよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。	聖隷チャレンジ工房磐田	身・知・精
		えひめ	知・精
		フリープラス	知・精
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	緑ヶ丘学園	知
		静岡県立磐田学園	知
		豊仙苑訪問介護センター	身・知・精
		おおふじ学園	知
		齋藤居宅介護支援事業所	身・知・精
		福寿荘短期入所生活介護事業所	身・知
		あぼかど	精
		グループホームおおぞら	身・知・精
		短期入所福田	身・知・精
		短期入所磐田市駒場	身・知・精
		グループホーム加茂の家	身・知・精
グループホーム ふわふわ磐田	身・知・精		

(令和5年4月現在)

	住所	電話番号	設置・経営主体	備考
〒437-1207	磐田市蛭池266-1	0538-67-8313	(福)ひつじ	
〒437-1204	磐田市福田中島138	0538-58-1541	(福)ひつじ	
〒438-0045	磐田市上岡田1079-1	0538-31-3002	(福)聖隷福祉事業団	
〒438-0802	磐田市東原639-4	0538-34-8120	(特非)サンサンいわた	B型
〒438-0232	磐田市川袋700-2	0538-66-6354	(特非)サンサンいわた	B型
〒438-0106	磐田市敷地83-12	0539-62-4963	(福)おひさま	B型
〒438-0074	磐田市二之宮1259-1	0538-39-1611	(特非)あけぼの会	A型
〒437-1204	磐田市福田中島138	0538-58-1541	(福)ひつじ	B型
〒438-0002	磐田市大久保720-2	0538-38-2877	(福)安基インクルージョン	B型
〒438-0002	磐田市大久保417-1	0538-74-4331	(福)安基インクルージョン	B型
〒438-0086	磐田市見付5883-5	0538-39-6377	(福)ひつじ	B型
〒437-1203	磐田市福田329-1	0538-84-7847	(特非)ふくでハッピーハンズ	B型
〒438-0078	磐田市中泉2032	0538-84-9916	(特非)さくら	B型
〒437-1207	磐田市蛭池266-1	0538-67-8313	(福)ひつじ	B型
〒438-0045	磐田市上岡田1079-1	0538-31-3002	(福)聖隷福祉事業団	B型
〒438-0231	磐田市豊岡7063-4	0538-66-7800	(株)フリープラス	B型
〒438-0086	磐田市見付1333-7	0538-35-5808	ALSIA合同会社	A型
〒438-0086	磐田市見付3070-1	0538-31-5115	Grand Farm(株)	A・B型
〒438-0071	磐田市今之浦3-2-2 2F	090-9194-1173	合同会社タスカルサービス	A型
〒438-0071	磐田市今之浦4丁目4-3	0538-31-6825	(株)再起	A型
〒438-0022	磐田市西島字八光田277-1	090-7304-9258	(特非)福茶会	B型
〒438-0045	磐田市上岡田1079-1	0538-31-3002	(福)聖隷福祉事業団	生活訓練
〒437-1207	磐田市蛭池266-1	0538-67-8313	(福)ひつじ	生活訓練
〒438-0231	磐田市豊岡7063-4	0538-66-7800	(株)フリープラス	生活訓練
〒438-0086	磐田市見付4763-1	0538-32-9800	(福)丹穂会	
〒438-0026	磐田市西貝塚3577-1	0538-32-2108	静岡県	
〒438-0106	磐田市敷地83-9	0539-63-5080	(福)長生会	
〒438-0002	磐田市大久保204-1	0538-38-2278	(福)磐田厚生会	
〒438-0202	磐田市高木180-5	0538-67-1700	(有)齋藤居宅介護支援事業所	
〒437-1217	磐田市宇兵衛新田187	0538-58-3111	(福)丹穂会	
〒437-1207	磐田市蛭池267-1	0538-31-3318	(福)ひつじ	
〒438-0112	磐田市下野部364-3	0539-62-1234	(福)おひさま	
〒437-1203	磐田市福田625-2-1	0538-31-6800	ソーシャルインクルー(株)	
〒438-0233	磐田市駒場1-8	0538-66-5151	ソーシャルインクルー(株)	
〒438-0804	磐田市加茂1206-1	0538-31-2775	(福)太豊会	
〒438-0047	磐田市豊島1428-1	0538-31-5388	(株)恵	

障害者自立支援施設

施設種類	内容	施設名	主障害
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	はまぼう	知
		そるとぽっと	知
		潮の香	知
		松ぼっくり	知
		おおふじ学園	知
		緑ヶ丘学園	知
		学舎いろいろ	精
		あにまあと	身・知
		さんぽ	身・知・精
		サンサンいわた東原	知
		デイサービスほほえみのいえ	身・知・精
共同生活援助	共同生活援助 …共同生活場所で入浴や排泄、食事の介護などが受けられます。	あおば寮	知
		あしたば	知・精
		日和	
		汐風	
		みぎわ	
		蜻蛉寮・第2蜻蛉寮	精
		ハッピーホーム	身・知・精
		あぼかど	精
		グループホームおおぞら	身・知・精
		ソーシャルインクルーホーム磐田福田	身・知・精
		とみちゃんち	身・知・精
		ソーシャルインクルーホーム磐田市駒場	身・知・精
		和みビレッジ	身・知・精
		クライスハイム磐田事業所	身・知・精
		グループホーム加茂の家	身・知・精
グループホーム ふわふわ磐田	身・知・精		

(令和5年4月現在)

住所		電話番号	設置・経営主体	備考
〒437-1203	磐田市福田4396-1	0538-58-2362	(福)福浜会	
〒438-0041	磐田市西之島5-1	0538-21-3883	(福)福浜会	
〒437-1217	磐田市宇兵衛新田186-1	0538-55-3761	(福)福浜会	
〒437-1203	磐田市福田4771-1	0538-55-1531	(福)福浜会	
〒438-0002	磐田市大久保204-1	0538-38-2278	(福)磐田厚生会	
〒438-0086	磐田市見付4763-1	0538-32-9800	(福)丹穂会	
〒438-0086	磐田市見付5883-5	0538-39-6377	(福)ひつじ	
〒437-1211	磐田市大原2879-2	0538-31-3381	(福)福浜会	
〒438-0071	磐田市今之浦2-9-3	0538-39-1177	(株)メジャーライフ	
〒438-0802	磐田市東原639-4	0538-34-8120	(特非)サンサンいわた	
〒438-0019	磐田市明ヶ島原31-1	0538-30-6369	(株)ほほえみ	
〒438-0002	磐田市大久保459-7	0538-38-3003	(福)安基インクルージョン	
〒438-0078	磐田市中泉2270-18	0538-33-8083	(福)福浜会	
〒438-0057	磐田市千手堂950-1	0538-58-2362	(福)福浜会	
〒438-0074	磐田市二之宮1336-3	0538-35-6815	(福)福浜会	
〒437-1204	磐田市福田中島3577-1	0538-55-3939	(福)福浜会	
〒438-0026	磐田市西貝塚3781-2	0538-32-7121	(医)社団 進正会	
〒437-1203	磐田市福田691-1	0538-58-0953	(特非)ふくでハッピーハンズ	
〒437-1207	磐田市蛭池267-1	0538-31-3318	(福)ひつじ	
〒438-0112	磐田市下野部364-3	0539-62-1234	(福)おひさま	
〒437-1203	磐田市福田625-2-1	0538-31-6800	ソーシャルインクルー(株)	日中サービス支援型
〒438-0045	磐田市上岡田532-4	0538-67-9890	(株)達摩	
〒438-0233	磐田市駒場1-8	0538-66-5151	ソーシャルインクルー(株)	日中サービス支援型
〒438-0078	磐田市中泉1丁目2-7	0538-86-3027	(株)オートボデートロジー	
〒438-0051	磐田市上大之郷22-4	0538-31-2026	ミナノワ(株)	
〒438-0804	磐田市加茂1206-1	0538-31-2775	(福)太豊会	日中サービス支援型
〒438-0047	磐田市豊島1428-1	0538-31-5388	(株)恵	日中サービス支援型

児童福祉法施設

施設種類	内容	施設名	主障害
障害児通所支援	<p>児童発達支援 …施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などが受けられます。</p> <p>放課後等デイサービス …授業の終了後又は休業日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練等が受けられます。</p>	こども発達支援ホームいわしろ	児
		サポートハウス心愛	児
		サポートハウス心愛	児
		心愛つう(ここあつう)	児
		まめの木	児
		おおふじ学園	児
		あにまあと	児
		サンサンキッズ	児
		キッズ・わくわく	児
		かるみあ	児
		はなえみ磐田	児
		かるみあ富丘	児
		こどもサポート教室「きらり」磐田校	児
		EAC第2事業所	児
		アソベル磐田	児
		アソベル東新町	児
		野楽っこ(のらっこ)	児
		キッズまんまる	児
		ほっぷ国府台	児
		ひまわり磐田南校	児
ひまわり磐田駅前校	児		
こぱんはうすさくら磐田城之崎教室	児		
るぴなすスクール駒場	児		
放課後等デイサービス事業所あすりーど	児		

(令和5年4月現在)

	住所	電話番号	設置・経営主体	備考
〒438-0005	磐田市匂坂上1263-3	0538-38-2001	(福)安基インクルージョン	児発
〒438-0824	磐田市赤池665	0538-84-7760	(特非)ひなたぼっこ	児発
〒438-0824	磐田市赤池665-2	0538-84-7399	(特非)ひなたぼっこ	放デ
〒438-0005	磐田市匂坂上228-1	0538-86-3900	(特非)ひなたぼっこ	児発
〒438-0204	磐田市岡918-1	0538-30-6340	(特非)ここつみ	児発・放デ
〒438-0002	磐田市大久保204-1	0538-38-2278	(福)磐田厚生会	児発・放デ
〒437-1211	磐田市大原2879-2	0538-31-3381	(福)福浜会	児発・放デ
〒438-0832	磐田市森岡202-1	0538-30-7533	(特非)サンサンいわた	放デ
〒438-0805	磐田市池田722-1	0538-31-3386	(特非)サンサンいわた	放デ
〒438-0045	磐田市上岡田1079-1	0538-30-7551	(福)聖隷福祉事業団	児発
〒438-0045	磐田市上岡田1079-1	0538-31-3006	(福)聖隷福祉事業団	放デ
〒438-0804	磐田市富丘677-1	0538-36-0606	(福)聖隷福祉事業団	児発
〒438-0071	磐田市今之浦三丁目10-5	0538-86-4143	(株)クラゼミ	児発・放デ
〒437-1205	磐田市下太384-6	0538-31-3066	(株)クラゼミ	児発・放デ
〒438-0012	磐田市向笠新屋677-1	0538-30-7968	(株)ウェル恵明会	放デ
〒438-0039	磐田市東新町1-2-4	0538-86-6877	(株)ウェル恵明会	放デ
〒438-0838	磐田市小立野417	0538-33-8100	(特非)こころのサポート・ひだまり	児発
〒438-0106	磐田市敷地83-9	0539-62-2392	(福)長生会	放デ
〒438-0077	磐田市国府台38-5	0538-84-9032	(一社)ほっぷ	放デ
〒438-0057	磐田市千手堂888-1	0538-32-3111	(株)タップ	放デ
〒438-0078	磐田市中泉589-6	0538-74-7001	(株)タップ	放デ
〒438-0084	磐田市城之崎3-7-8	0538-33-3339	(株)ユーイト	児発・放デ
〒438-0233	磐田市駒場1644-14	0538-30-6977	(株)ウェル恵明会	放デ
〒438-0821	磐田市立野2016-1-103	0538-38-9903	(株)ライズアスリード	放デ

障害児入所施設

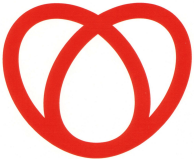



施設種類	内容	施設名
福祉型 障害児 入所施設	障がいのある児童が入所し、保護するとともに、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与をします。	伊豆つくし学園
		あしたか学園
		ふじやま学園
		駿遠学園
		東遠学園児童寮
		磐田学園
		ねむの木学園
		安倍学園
		朝霧荘
		三方原スクエア児童寮
医療型 障害児 入所施設	障がいのある児童が入所し、保護するとともに、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療をします。	伊豆医療福祉センター
		静岡医療福祉センター児童部
		つばさ静岡
		聖隷おおぞら療育センター
		独立行政法人国立病院機構静岡富士病院
		独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター
		独立行政法人国立病院機構天竜病院
情緒障害児 短期治療施設 (入所)	軽度の情緒障害を有する児童が短期間入所し、情緒障害を治すことを目的とした訓練を行います。	吉原林間学園

(令和5年4月現在)

住所		電話番号	設置・経営主体	備考
〒413-0713	下田市加増野375-1	0558-28-0106	(福)伊豆つくし会	
〒410-0304	沼津市東原164-1	055-966-7134	沼津市	
〒417-0801	富士市大淵2106-3	0545-35-0313	富士市	
〒428-0002	島田市福用112	0547-46-4376	駿遠学園管理組合	
〒439-0037	菊川市西方4345-2	0537-35-2753	東遠学園組合	
〒438-0026	磐田市西貝塚3577-1	0538-32-2108	静岡県	
〒436-0221	掛川市上垂木2979-1	0537-26-3900	(福)ねむの木福祉会	
〒421-1211	静岡市葵区慈悲尾180	054-278-7018	(福)明光会	
〒431-1209	浜松市西区館山地町136	053-487-0229	(福)和光会	
〒433-8105	浜松市北区三方原町2709-12	053-414-1833	(福)小羊学園	
〒410-2122	伊豆の国市寺家202	055-949-1165	(福)恩賜財団済生会支部 静岡済生会	重心
〒422-8006	静岡市駿河区曲金5-3-30	054-285-0753	(福)恩賜財団済生会支部 静岡済生会	
〒420-0805	静岡市葵区城北117	054-249-2830	(福)小羊学園	重心
〒433-8105	浜松市北区三方原町3453	053-437-1467	(福)聖隷福祉事業団	重心
〒418-0103	富士宮市上井出814	0544-54-0947	独立行政法人国立病院機構	医療機関
〒420-8688	静岡市葵区漆山886	054-245-5446	独立行政法人国立病院機構静岡 てんかん・神経医療センター	医療機関(重心)
〒434-8511	浜松市浜北区於呂4201-2	053-583-3111	独立行政法人国立病院機構天 竜病院	医療機関(重心)
〒417-0801	富士市大淵2781	0545-35-0076	静岡県	

障がい者シンボルマーク一覧

マーク	名 称	説 明
	障がい者のための 国際シンボルマーク	障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に表すためのマークです。 このマークは「全ての障がい者を対象」としたもので、特に車椅子を利用する障がい者を限定し使用するものではありません。 (財)日本障害者リハビリテーション協会(TEL 03-5273-0601)が頒布・普及に努めています。
	身体障がい者標識 (身体障害者マーク)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除いて、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	耳マーク	聴覚障害の方であることを表す国内で使用されているマークです。 マークの提示をされた場合は、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。
	盲人のための 国際シンボルマーク	世界盲人連合が定めた視覚障害者を示す世界共通のシンボルマークです。
	ハートプラスマーク	身体内部(心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害を持つ方を表します。 マークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。
	オストメイトマーク	オストメイト(人工肛門・人工膀胱使用)の方のための設備がある事を表しています。

マーク	名 称	説 明
	バリアフリー法 シンボルマーク	<p>お年寄りや車椅子を利用する方、目や耳の不自由な方等が利用しやすい施設として、バリアフリー法によって認定された建築物の入口等に表示されています。</p>
	身体障害者補助犬 マーク	<p>身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。 「身体障害者補助犬法」の施行により、公共施設、交通機関のほか、スーパー・デパート・ホテル・レストランなどの民間施設にも補助犬が同伴できるようになりました。</p>
	ヘルプマーク	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。 ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていること知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。</p>
	ミライロID	<p>障害者手帳のかわりに、電子障害者手帳「ミライロID※」の提示でも、障がい者割引を受けることができる施設で表示されているマークです。 ※障害者手帳の情報をスマートフォンアプリ上で表示できるアプリケーションです。詳細はwebサイトでご確認ください。</p>

業務窓口一覧

※ 制度の説明に窓口の記載が無い場合は、福祉課(各支所は市民生活課)が窓口になります。

窓 口		内 容	
i プ ラ ザ	i プラザ(総合健康福祉会館) 福祉課障害福祉グループ	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 自立支援給付、自立支援医療、地域生活支援事業 心身障害者扶養共済制度、重度障害者・児医療費助成事業 ライフサポート事業、生計同一証明書(身体・知的) タクシー券助成 など	
	福田支所 市民生活課 市民生活グループ		
	竜洋支所 市民生活課 市民生活グループ		
	豊田支所 市民生活課 市民生活グループ		
ザ	豊岡支所 市民生活課 市民生活グループ		
	高齢者支援課事業給付グループ	寝具洗濯等サービス、訪問理美容サービス、 緊急通報装置貸与事業	
	こども未来課発達相談グループ	発達支援センター、児童通所サービス	
本 庁 舎	市民課	転居・転入等異動に伴う手続き	
	国保年金課	資格管理グループ	国民年金(障害基礎年金等)
		賦課グループ	後期高齢者医療の手続き
	市税課	市民税グループ	市民税の所得控除
		諸税管理グループ	軽自動車税(種別割)の減免
広報広聴・シティプロモーション課 広報グループ	声の広報		
磐田市選挙管理委員会(総務課)	選挙		
西部健康福祉センター		身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所	
		児童相談所	
		特定疾患医療	
		生計同一証明書の発行(精神障害者保健福祉手帳所持者)	
磐田市社会福祉協議会	リフト付ワゴン車の貸出し、日常生活自立支援事業		
磐田市ボランティアセンター	点訳講習会		
浜松東年金事務所	厚生年金(障害厚生年金等)		
磐田警察署	駐車禁止除外標章		
磐田税務署	所得税控除、相続税、贈与税		
磐田財務事務所	自動車税の減免		
磐田公共職業安定所(ハローワーク)	障害にあった職業の斡旋等		
NHK静岡放送局	NHK受信料の免除		
日本障害者リハビリテーション協会	国際シンボルマーク		

電話番号	FAX番号	住所
福祉課障害福祉グループ 0538-37-4919	0538-36-1635	・iプラザ(総合健康福祉会館) 〒438-0077 磐田市国府台57-7
福田支所 市民生活課 0538-58-2374	0538-55-2110	
竜洋支所 市民生活課 0538-66-9109	0538-66-9120	
豊田支所 市民生活課 0538-36-3150	0538-34-2496	
豊岡支所 市民生活課 0539-63-0037	0539-63-0031	
0538-37-4869	0538-37-6495	・竜洋支所 〒438-0292 磐田市岡729-1
0538-37-2012	0538-37-4631	
0538-37-4816	0538-37-2871	・豊田支所 〒438-8601 磐田市上新屋304 アミューズ豊田内
0538-37-4833	0538-37-4723	
0538-37-4863	0538-37-4723	
0538-37-4826	0538-33-7715	・豊岡支所 〒438-0195 磐田市下野部48
0538-37-3767		
0538-37-4827	0538-32-3946	
0538-37-4803	0538-37-4829	
0538-37-2810	0538-37-2841	〒438-8622 磐田市見付3599-4
0538-37-2550	0538-37-2241	
0538-37-2252		
0538-37-4864	0538-37-4866	〒438-0077 磐田市国府台57-7
0538-37-6200	0538-37-4866	〒438-0077 磐田市国府台57-7
053-421-0565	053-421-6011	〒435-0013 浜松市東区天竜川町188
0538-37-0110		〒438-0811 磐田市一言2533-4
0538-32-6111		〒438-0078 磐田市中泉112-4
0538-37-2211	0538-37-2401	〒438-0086 磐田市見付3599-4
0538-32-6181	0538-37-7447	〒438-0086 磐田市見付3599-6
054-654-5200		〒422-8787 静岡市駿河区八幡1-6-1
03-5273-0601	03-5273-1523	〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

